

令和7年12月2日から  
令和7年12月3日まで

標 茶 町 議 会  
第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

## 令和7年標茶町議会第4回定例会会議録目次

### 第1号(12月2日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
認定第1号 令和6年度標茶町一般会計決算認定について	9
認定第2号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について…	9
認定第3号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	9
認定第4号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	9
認定第5号 令和6年度標茶町病院事業会計決算認定について	9
認定第6号 令和6年度標茶町水道事業会計決算認定について	9
認定第7号 令和6年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	9
(令和6年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)	
議案第57号 標茶町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について(厚生文教員会報告)	10
一般質問	10
松下哲也君	10
鴻池智子君	14
深見迪君	18
黒沼俊幸君	33
渡邊定之君	36
櫻井一隆君	42
鈴木裕美君	45
類瀬光信君	53
延会の宣告	65

### 第2号(12月3日)

開議の宣告	69
報告第8号 専決処分した事件の承認について	69
報告第9号 専決処分した事件の承認について	69
報告第10号 専決処分した事件の承認について	69

議案第 6 7 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	73
議案第 6 8 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	76
議案第 6 9 号	標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例の制定について .....	78
議案第 7 0 号	標茶町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について .....	79
議案第 7 1 号	令和 7 年度標茶町一般会計補正予算 .....	82
議案第 7 2 号	令和 7 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 .....	85
議案第 7 3 号	令和 7 年度標茶町病院事業会計補正予算 .....	86
議案第 7 4 号	令和 7 年度標茶町水道事業会計補正予算 .....	88
議案第 7 5 号	令和 7 年度標茶町下水道事業会計補正予算 .....	89
意見書案第 1 3 号	クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書 .....	90
意見書案第 1 4 号	衆議院の定数削減に関する意見書 .....	91
閉会中継続審査の申し出について	(総務経済委員会) .....	91
閉会中継続調査の申し出について	(厚生文教委員会) .....	91
閉会中継続調査の申し出について	(広報委員会) .....	91
閉会中継続調査の申し出について	(議会運営委員会) .....	91
日程の追加	.....	92
議案第 7 1 号	令和 7 年度標茶町一般会計補正予算 .....	92
議案第 7 2 号	令和 7 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 .....	92
議案第 7 3 号	令和 7 年度標茶町病院事業会計補正予算 .....	92
議案第 7 4 号	令和 7 年度標茶町水道事業会計補正予算 .....	92
議案第 7 5 号	令和 7 年度標茶町下水道事業会計補正予算 .....	92
	(議案第 71 号・議案第 72 号・議案第 73 号・議案第 74 号・議案第 75 号 審査特別委員会報告)	
閉議の宣告	.....	93
閉会の宣告	.....	93

## 令和7年標茶町議会第4回定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和7年12月2日（火曜日） 午前10時08分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 認定第 1号 令和6年度標茶町一般会計決算認定について  
認定第 2号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について  
認定第 3号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について  
認定第 4号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について  
認定第 5号 令和6年度標茶町病院事業会計決算認定について  
認定第 6号 令和6年度標茶町水道事業会計決算認定について  
認定第 7号 令和6年度標茶町下水道事業会計決算認定について  
(令和6年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)
- 第 5 議案第57号 標茶町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（厚生文教員会報告）
- 第 6 一般質問

### ○出席議員（11名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君   | 2番 櫻井 一隆 君  |
| 3番 本多 耕平 君  | 4番 鈴木 裕美 君  |
| 5番 鴻池 智子 君  | 6番 齊藤 昇一 君  |
| 7番 黒沼 俊幸 君  | 9番 松下 哲也 君  |
| 10番 渡邊 定之 君 | 11番 類瀬 光信 君 |
| 12番 菊地 誠道 君 |             |

### ○欠席議員（1名）

- 8番 長尾 式宮 君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |       |         |
|-------|---------|
| 町 長   | 佐藤 吉彦 君 |
| 副 町 長 | 牛崎 康人 君 |

総務課長	長野大介君
企画財政課長	齊藤正行君
企画財政課参事	石黒敬一郎君
行財政改革推進室長	内藤政夫君
町民課長	三船英之君
保健福祉課長	浅野隆生君
農林課長兼	村山尚君
農委事務局長	
観光商工課長	石川淳君
育成牧場長	山崎浩樹君
建設水道課長	菊地誠君
病院事務長	伊藤順司君
病院参事	村山新一君
やすらぎ園長	若松務君
教育長	青木悟君
教委管理課長	神谷学君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼	菊地将司君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤和伸君
議事係長	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから、令和7年標茶町議会第4回定例会を開会します。  
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時08分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

7番・黒沼君、 9番・松下君、 10番・渡邊君

を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月3日までの2日間といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月3日までの2日間と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君) (登壇) 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の6点について補足いたします。

1点目は、地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

このたび、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項によりご報告いたします。

報告する案件は、工事請負契約の変更です。

令和7年第3回定例会において議決をいただき、工事を進めております、「磯分内弥栄線農道改良工事」について、契約金額が変更になったものです。

変更前の契約金額4,974万2,000円を13万2,000円増額し、4,987万4,000円となりました。変更の理由としましては、当初不確定であった構造物撤去工、共通仮設費準備工についての概数確定されたことにより、契約金額が増となったものです。

2点目は、10月に開催された決算審査特別委員会でもお話しさせていただきましたが、9月29日、札幌市にあります都市型水族館「AOAO SAPPORO」と包括連携協定を締結しましたので、改めてご報告申し上げます。

AOAO SAPPOROとは、昨年度から本町の天然記念物に指定しているキタサンショウウオの保全活動に連携して取り組んできたところですが、さらに、本年6月4日にAOAO SAPPOROで生まれたキタイワトビペンギンのヒナの愛称に本町名が採用されたことをきっかけに、今後、より強力な連携のもと双方にとって有益な活動を続けていくために締結に至ったところです。

連携協定の内容に関しましては、キタサンショウウオを通じた交流連携をはじめとする地域資源の活用、地域課題の解決、観光振興、地域活性化などを目的として、本町が有する素晴らしい自然環境を次世代につなげていく取り組み、その他、多岐にわたる分野での協働も進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目は、去る11月4日に標茶町と釧路町および弟子屈町との間で「大規模災害時における広域避難等の連携に関する協定」を締結しましたので、ご報告いたします。

近年、日本各地で大規模災害が頻発しております。千島海溝沿いで発生する地震の発生確率が引き上げられたことなど、本町を含む近隣自治体でも防災対策を一層強化する意識が高まっています。このような状況の中で、釧路管内8市町村では平成24年に防災基本協定を締結していますが、この協定は災害時には相互で連携して助け合うというものでありまして、具体的な行動指針まで定められていなかったため、より具体的な支援方法について、3町間で取り決めを行い、このたび協定締結の運びとなったものであります。

今回の協定では、大規模災害が発生した時には、それぞれの町の避難所への受け入れや移送手段の確保、備蓄物資の相互融通を連携して行う内容となっております。具体的に応援体制が構築されたことは、それぞれの町に暮らす住民の安心・安全を高める重要な一歩でありますし、今後も3町での防災訓練などを重ね、防災・減災の実効性を高め、住民の安心・安全の確保に一層取り組んでまいります。釧路町、弟子屈町に感謝申し上げます、報告とさせていただきます。

4点目は、去る11月12日、事業承継推進に関する連携協定を締結いたしましたのでご報告申し上げます。

標茶町では、少子高齢化の影響により人口減少が進んでおり、令和4年度に商工会が実施したアンケート結果では、事業承継の予定がない会員が70%以上いることがわかり、後継者対策が課題となっております。

そこで町では、事業承継のサービスを提供する民間企業である株式会社ライトライト、

標茶町商工会、北洋銀行、大地みらい信用金庫との5者による連携協定を締結し、町内事業者の事業承継の支援、承継後の事業継続の支援、地域内経済の活性化及び地域振興に取り組んでいくことを確認しました。

具体的な取り組みとしては、事業承継をマッチングする特設サイトに、町の情報や第三者承継を検討している町内事業者の企業情報を掲載し、全国から後継者を募集する他、商工会や各金融機関との連携のもと、第三者承継を検討している町内事業者の情報共有等を進めることとしております。

この取り組みにより、望まない廃業を一つでも減らし、地域の活力維持を図りたいと考えております。

5点目は、去る11月16日、東京・標茶ふるさと会が開催されましたので、その結果をご報告申し上げます。

東京・標茶ふるさと会は、首都圏等に在住する本町出身者及び本町に縁のある方々で組織され、会員相互の親睦をはじめ、標茶町の活性化、振興策についての情報提供をいただくなど、本町の応援組織として発足され、今回が25回目の総会となり、会員38名、町並びに町議会をはじめとする関係機関から13名、標茶町にゆかりのある企業等からの出席者13名を含む計68名の参加により、相互交流や参加企業のPRも織り交ぜながら盛大に開催されました。

また、写真家の大橋史明氏の講演が行われた他、ふるさと応援大使の女優「高橋恵子さん」も出席され、映画監督の山本起也氏と、今後町内で撮影が予定されている映画に関するトークセッションが行われました。

会場内では、町観光協会による物産品の展示販売も行われ、賑わいを見せておりました。

町といたしましては、標茶町の応援組織としてその活動に期待をし、これまでと同様、会の主体性を尊重しながら、どうかかわりあっていけば良いのか、会員の皆様と話し合いながら進めてまいりたいと考えております。

なお、企業として株式会社インスマタル様、クボタ環境エンジニアリング株式会社様、JFE環境テクノロジー株式会社様、雪印メグミルク株式会社様、株式会社東京ワイルズ様、株式会社共立ソリューションズ様にご参加いただいた他、町の商工会、観光協会、JAしべちゃ、森林組合及び参加企業の皆様から抽選会の景品と参加者へのお土産のご提供をいただきましたことに、感謝申し上げます。

6点目は沼幌へき地保育所の休所についてご報告いたします。

沼幌へき地保育所につきましては、在籍児童の減少により、令和5年6月以降、今後の在り方について、地域会、保護者の皆様と協議をさせていただいておりましたが、令和8年度は現在在籍中の児童2名が本年度卒園となり、在籍児童が不在となることから、引き続き皆様と協議をさせていただいておりました。

地域会の皆様の意向といたしましては、就学前のお子様がおられる保護者の意向が重要であるとの考えであり、保護者の意向を確認すべきとのご意見をいただきました。

その後、町において就学前のお子様をお持ちの保護者の意向を確認したところ、次年度以降の入所希望はございませんでした。

その結果をもとに、10月30日地域会の皆様と協議をさせていただきましたところ、令和8年度において休所とするにはやむを得ないとの結論に至りました。

なお、今後の再開や閉所については、地域の皆様と十分協議を行い判断していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 令和7年第4回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、8点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに「児童・生徒のいじめの問題に関する状況調査」についてであります。本町は、「いじめはどの地域、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、年2回の調査により、きめ細かく実態を把握し、いじめの未然防止・積極的な認知・早期発見・早期対応に役立てております。

11月に実施しました、今年度第2回目の結果についてご報告いたします。

「4月から調査日までに、いやな思いをしたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で約21.9%（59名）、中学生では約5.8%（9名）でした。小学生においては低学年の割合が高く、中学生は昨年度と同程度の割合となっております。

また、「どんなことをされたか」の問いに対しては、「冷やかしかからかい、悪口」が小・中学校ともに最も多い状況です。

そして、「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」と回答した小学生が約7.8%（21名）、中学生が約14.7%（23名）となっており、6月の第1回調査と比較すると小学校、中学校ともに減少し、学校における「SOSの出し方に関する教育」の取り組みが充実していると捉えております。引き続き、家族や教師、友人、相談窓口等、自分に合った相談方法で困ったらいつでも相談できることを繰り返し周知してまいります。

「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか」の問いに対して、小・中学校ともに約9割の児童生徒が「そう思う」と回答しており、児童生徒のいじめ問題に対する正しい理解や意識が醸成されております。

この調査では、本人が「いやな思いをした」と感じたものは全て取り上げ、指導や相談の対象としており、調査結果については、全家庭に配布し、家庭と情報を共有してまいります。

今年度も町内の各小中学校では「児童生徒によるいじめ根絶1学校1運動」への取り組みを進めるとともに、「標茶町いじめ根絶子ども会議」をオンラインで開催し、各学校の交流の機会として位置付ける計画であります。今後も児童生徒による主体的な活動を育てる取り組みを推進し、いじめの未然防止・早期発見、早期対応に努めてまいります。

2点目は、「令和7年度全国学力・学習状況調査」についてであります。全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に、小学校においては国語、算数、理科、児童質問調査、中学校においては国語、数学、理科、生徒質問調査が実施されております。

本町の調査結果の概要について申し上げます。

小学校国語においては、「話すこと・聞くこと」において全国平均を上回り、「読むこと」については正答率が高い傾向にあります。「書くこと」については、「自分の考えが伝わる文章となるように、根拠を明確にして書くこと」に課題が見られました。算数は「図形」「変化と関係」において正答率が高い傾向があり、「数と計算」「測定」「データの活用」に課題が見られました。理科は「生命」を柱とする領域において全国平均を上回り、「エネルギー」を柱とする領域において課題が見られました。

中学校国語はすべての領域で正答率が高い結果となりました。また、数学、理科においては全道・全国の正答率を上回る結果となり、学習内容の確実な定着が図られております。

児童生徒質問調査では、「ICT機器を効果的に活用し、自分のペースで理解しながら学習を進めることができる」「自分の考えが上手く伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表している」と回答した割合が高く、わからないことがあった時にすぐに調べたり、友達と考えを共有したり、自分の理解度・進度に合わせながら課題解決に取り組んだりと一人一台端末が日常的に授業に取り入れられ、児童生徒の学力向上のために効果的に活用されていることが明らかとなりました。

以上、結果概要についてご報告いたしました。この調査において測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であることを踏まえつつ、課題について真摯に向き合い児童生徒の学力向上に向けて改善を図ることが肝要と考えております。

なお、今後実施予定の町独自の学力調査を含め、調査結果で明らかになった本町の傾向や課題をもとに、学力向上プランを作成し、「確かな学力」を育むための取り組みを推進してまいります。

3点目は、第53回標茶町駅伝競走大会&ハーフマラソンの開催についてであります。

9月23日、好天に恵まれ、第53回標茶町駅伝競走大会&ハーフマラソンが開催されました。駅伝競走大会には44チーム、選手308名、ハーフマラソンには64名の参加により372名の選手が、標茶、磯分内間を力走いたしました。

今大会には、明治安田生命保険相互会社釧路支社、大同生命、セイコーマート、セイコーマート磯分内店、雪印メグミルク、文具のまつもと、標茶町スポーツ協会、山内商店、ノースディア蝦夷八、エフシーエス、ノザキ・コーポレーション、長坂牧場チーズ工房、標茶町駅伝大会を応援する会さんから沢山のご協賛をいただきました。

また、釧路開発建設部さんには、コース除草作業や国道の電光掲示板による大会の周知等いただいたところであり、あらためて感謝を申し上げます。

会場にはキッチンカーの出店もあり、ゴール後の選手や多くの観戦者にご利用いただ

き、大会を盛り上げていただきました。

4点目は、「標茶町スポーツ・文化表彰」についてであります。

令和7年度標茶町スポーツ・文化表彰を、11月3日、「令和7年度標茶町総合表彰式」で執り行いました。

この表彰は令和6年度において、スポーツ大会や文化活動等の優秀な成績を収められた方を表彰するものであります。

本年度の被表彰者は、スポーツ部門5個人でありました。

第51回JSCA新年フェスティバル水泳競技大会北海道会場男子50m背泳ぎ（10歳以下）及び第47回JOCジュニアオリンピックカップ春季北海道男子50m背泳ぎ（10歳以下）、男子200m個人メドレー（10歳以下）において優勝されました鮎川和真さん。

第21回北海道小学校学年別柔道大会男子6年生65kg超級において準優勝となりました、塘路小学校6年、坂本凌牙さん。

第52回北海道中学校柔道大会女子44kg級において第3位となりました、標茶中学校2年、石川結梨さん。

第52回北海道中学校柔道大会男子50kg級において第3位となりました、標茶中学校2年、吉田剛さん。

第3回全道ミニテニス札幌大会兼第4回札幌ミニテニス連盟秋季大会混合70代の部において準優勝となりました、力武勝行さん。

以上5名の受賞された皆さんが、今後も更に精進されて活躍されることを期待するものであります。

5点目は、「第44回標茶町少年の主張大会」についてであります。

11月15日、標茶町開発センターにおいて、保護者、教職員、応援の児童生徒ら134名の来場をいただき開催いたしました。

今年度の大会は、運営スタッフとして標茶高校生5名の協力によりはじめに「小学生の部」を開催し、5校14名が総合的な学習の時間や特別活動等、教育課程内で学習した内容を発表しました。

続いて中学生の部は、来年開催される釧路総合振興局地区大会の予選も兼ねて3校4名により行われ、最優秀賞には、標茶中学校2年、小島しずくさん、論題は「美しい釧路湿原を未来へ」が選ばれました。

最後に、標茶高校3年、高橋莉梨さんによる特別発表をいただきました。

今回出場された皆さんの今後の活躍とご健闘を期待するところであります。

6点目は、令和7年度「標茶町文化講演会」についてであります。

この事業は、町内の有志により実行委員会を形成し、11月30日に、コンベンションホールういずにおいて開催されました。

講師には、お笑いコンビ、ペナルティのワッキー氏を招き、「全ての大病を患う方に勇気を」と題して、中咽頭がんとその苦しい闘病生活から仕事復帰までの経緯等、笑いも交えて話していただき、来場者に勇気と心に響く講演会となりました。

また、講演終了後には、標茶町酪農振興会による牛乳消費拡大運動として来場者全員にしべちゃ牛乳1リットルが無料配布され、喜ばれたところでありました。

7点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

中茶安別小学校4年、平野琉輝さんが、11月1日から2日に北広島市で開催された第10回北海道小学生空手道選抜大会において、小学4年生個人形の部で第3位と健闘しました。

また、沼幌小学校4年、大倉すばるさんが北海道牛乳普及協会主催の牛やミルクのある風景絵画コンクールにて、金賞を受賞いたしました。

今後の児童生徒の更なる活躍を期待するものです。

8点目は、標茶ライオンズクラブが今年60周年を迎え、教育委員会に対して、屋外スピーカーセットの寄贈を受けました。

標茶小学校に保管をし、全ての小中学校で広く活用させていただきます。

心より感謝の意を表するものです。

以上で今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定7案に関し、付託いたしました、令和6年度標茶町各会計決算審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより認定7を採決いたします。

認定7案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定7案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号は、委員長報告のとおりいずれも認定されました。

#### ◎議案第57号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第57号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました厚生文教委員会・委員長から、会議規則第57条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

令和7年第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告をいたします。

1 事件番号、議案第57号。2 事件名、標茶町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。3 審査経過、審査日、令和7年9月25日委員会開催。説明員、保健福祉課長、保健福祉課長補佐、保健福祉課長補佐、児童福祉係長。4 審査結果、原案可決すべきもの、と決定いたします。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第57号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第57号は原案可決されました。

#### ◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第6。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、通告者8番・長尾君の一般質問は、取下げの申出がございましたので、これを許可し、取り下げといたします。

松下君。

○9番（松下哲也君）（発言席） それでは、通告に基づいて質問させていただきます。

先ほど町長からの行政報告の中にも一部ありましたけれども、通告をしておりますので、私のほうからも再度質問させていただきたいと思います。

件名は、後方支援拠点施設整備の施策を検討すべきではないのかということでございます。

11月4日に釧路町、弟子屈町、標茶町の3町による広域避難の連携協定を結んだことが新聞報道されました。これは、大地震による津波や洪水、火山噴火など大規模な災害に備えるため、3町が避難所や備蓄品を相互に融通する広域避難の連携協定を結んだとあります。この協定は、ちょっと私、先ほど町長から2024年と報告を受けたのですが、ここで2012年と書いてありますけれども、こちら辺はまた後で詳しく調べ直したいなと思っておりますが、釧路管内8市町村で締結した防災基本協定の内容をより具体化させたもので、3町の広域避難場所のリスト作成、共同で利用できる備蓄品の倉庫も整備する方針とのことであります。町長は、全国各地で大規模な自然災害が起きている中で、広域的な連携を通して安心・安全な地域にしたいと述べられております。大変意義のある連携協定を締結されたと評価しております。

ただ、隣接する自治体がある中で、なぜ3町での締結になったのか。この締結を結びましたけれども、これに対して、この内容についての進捗状況というものは今の段階ではどのようなになっているのか、町長の所見を伺いたいと思います。

本町は内陸に位置し、本来、津波の被害は少ない地域であると認識しており、後方支援に対する取り組みの拠点の自治体になると考えております。今回、この質問に当たり、平成26年7月に実施された北部消防事務組合議会の消防・防災行政事務調査視察、これはいわゆる東日本大震災の被災地でありますけれども、そこに派遣されました。その後、各派遣された議員さんの下でもって報告書を作成いたしました。その中で改めてこの報告書を、

私、今回、読み返してみましたが、やはり改めて後方支援の体制整備、訓練と拠点施設の整備ということが重要な課題であるということをご再認識いたしております。

現在は、沿岸自治体では避難タワー、防災センター等が整備されておりますが、万が一災害が発生したときの被災者の避難所、備蓄用品の保管場所、支援物資の中継基地機能等、本町の果たす役割は大きなものがあると思っております。3町による締結にとどまることなく、いわゆる後方支援拠点施設整備に向けて、管内一丸となって国、北海道に働きかけることを検討すべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、松下議員の後方支援拠点施設整備の施策を検討すべきとお尋ねにお答えします。

1点目の隣接する自治体がある中で、なぜ3町での締結になったのかとお尋ねですが、カムチャツカ半島地震における津波の警報発令時に本町に釧路町の方が避難されたことが大きなきっかけになっており、8月に広域避難等の相互連携について釧路町から本町と弟子屈町に提案がありました。大地震における津波の被害を想定すると、釧路町のほかにも本町に隣接している自治体がありますので、3町の事務レベルの協議のときに津波被害が想定される隣接自治体の受入れについても検討課題となりましたが、このタイミングでの協定を行う体制が整っていないことから、まずはできるところからということで、3町の協定を締結したところであります。

なお、今後、隣接自治体との協定に向けての協議が調い次第、連携していきたいと考えております。

2点目の締結内容についての進捗状況はどうかとお尋ねですが、各町の避難所の概要、避難所マニュアル、避難所物資の共有、ハザードマップ等の情報共有を行っております。具体的な運用方法や3町共同による広域避難訓練などについては、これから連携して進めていく予定としております。

3点目の後方支援拠点施設整備に向けてのお尋ねですが、津波被害を受けた沿岸市町村への後方支援拠点として、東日本大震災の発生時には岩手県遠野市は重要な役割をされた経過があり、立地などを考慮すると内陸での津波の影響を受けない本町の果たす役割は大きいものと考えております。

今回の協定の協議の中では、共同で利用できる備蓄品の倉庫や支援物資の中継基地などの後方支援体制についても話題に上っておりますので、これから具体的な運用などについての協議を進める中では、今後、隣接自治体と新たな協定に向けての協議を進めていく中でも、後方支援の在り方などについて協議をしてみたいと考えております。協議の結果、後方支援拠点施設整備が必要という判断になれば、国や北海道に働きかけることを検討していきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○9番（松下哲也君） ただいま町長のほうから、岩手県の遠野市のことについて若干触

れられておりました。確かに、あのときに北部消防事務組合議会での視察派遣で行ったところもまさしく遠野市だったのです。そこで、また改めてそのときの報告書を読ませてもらったわけなのですが、いかに後方支援の拠点が大事であるかということを実際に再認識しております。先ほども申しましたけれども、確かに今、沿岸地域、避難タワー、防災センターというものが建設されておりますけれども、やはりあれは重要な施設でもあるということは疑いもないところであります。まずは、命を自ら助ける場所であります。でも、やはりそのときだけなのですよね。津波が引いて落ち着いたときには、やはり避難する場所とその後の生活をしていくということでは、私は本町が果たす役割は大きなものがあると思っております。

遠野市は、それを立ち上げた中で、自らの市役所で32億円の被害が起きた。そういう中でも、後方支援の拠点ということで指定されましたから、地震発生から14分後には即その施設を開放して、避難に対する後方支援の体制を立ち上げたということでございます。それがいわゆる自衛隊、警察、消防の全国から派遣された救援隊の集結の場所になったということを見ると、やはり被災者、被害に遭った人たちが、何とか命が助かった人たちのその後、復旧するまでの生活の拠点の場所になるわけですから、その体制を整えておくことが、同時に今の避難タワー、災害防災センターとあわせて後方支援の体制を同時に進めていくことがやっぱり一番大事ではないのかなということでは、国、道に要望をしていく体制というのはつくっていくべきだろうと私は思っております。

それと、本町がなぜそこにこだわるのかということは、先ほどカムチャツカ半島の地震が7月30日にあったときには、本町に避難警報が出て、本町のほうにもかなりの方が避難されてきたということと、確かにその地域の人たち、それと運送業の関係の人たちがかなり標茶に流れてきているという実態がございます。この件につきましては、この後また同僚議員が質問されますから、私はその方に譲りたいと思っておりますけれども、やはり標茶というのは、沿岸と内陸とを結ぶ一つの交差点といいますか、そういうところに位置している。根室管内との中継点で、オホーツク管内との交差点でもあるということで、また町長にお聞きしたいのですけれども、11月4日に北海道東縦貫道路、これはオホーツク総合振興局管内の美幌町と標茶町を結ぶ、いわゆる地域高規格道路の路線名であります。これを地域高規格道路として整備を進める妥当性・緊急性等について基礎的な調査を実施する候補路線に指定されているということで、この件についても町長は、過日11月4日に関連する首長さんたちと中央要請されているということでございます。この道路についても、いわゆる命をつなぐ道路になり得るかもしれない。救援物資の輸送、あと美幌駐屯地から来る自衛隊の車両などを考えると、この道路というものが命をつなぐ道路になり得るかもしれないと私は思っておりますので、このことについても町長にリーダーシップを発揮して、何とか実現するような方策を取っていただきたいと思うのですけれども、その点について、再度町長からの答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

まず、後方支援施設につきましては、当然、標茶町の立地を考えると非常に、海岸線がある釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町もそうなのですが、大都市釧路市も含めてですけれども、やはり本当に避難する場所がなかなか適当なところが見当たらない中では、後背地の標茶町、弟子屈町は本当にその中継地点として、後方の支援としてこれから一定程度の役割を果たさなければならぬ、そういうことは皆さんわかっていると思いますし、特に標茶町は道路の話ですと、国道が4本ある町というのは、そうないので、そういった意味でも交通の要衝になっているということが標茶町の利点でもあり、これからの役割でもあるのかなとそんなふうに思っています。それで、その方向性がまだ決まっていませんので、方向性が決まり次第、国は国土強靱化でいろんな骨太政策を引き続き継続するということを言っていますので、その中で使えるものがあれば要請していきたいと思っています。

それからもう1つ、道路の話で、道東縦貫道、候補路線にはなっています。標茶町の茶安別と美幌までを高規格道路でつなぐということで、その前提として、まず今、管内全体で考えているのは、釧路から根室まで高速道路をつなぐのを最優先にしながら、その次に北網圏とのつなぎを優先しようということで、今現在やっています。その目的としては、救急活動ももちろんそうなのですが、この釧路、根室、それから十勝を含めて、日本の食料生産基地がここにあるということなのです。ここの食料をどうやって、例えば冬の間、本州に提供するかというときに、非常に重要なのが道路であったり鉄道であったり、そういうことが言われていまして、網走港は、実は冬の間は凍って使えません。そういったことも考えると、やはり鉄道、それから道路が非常に重要な位置づけをしているということがあって、そういう意味で命にかかわる重要な道路だということで、引き続き、まずは候補をちょっと、美幌峠は非常に難所でありますので、観光の問題等含めて、その方策を早急に出していただいとということで、今、国や北海道に対してお話をしているところでありますので、これについても標茶町にとっても重要な道路でありますので、引き続き要請をしていきたいとそんなふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

(「質問を終わります」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 以上で9番、松下君の一般質問を終了いたします。

鴻池君。

○5番(鴻池智子君)(発言席) それでは、先ほどの松下議員ともちょっとかぶるところもありますけれども、防災力強化に取り組むべきということで質問をさせていただきます。

7月30日に発生したカムチャツカ半島沖地震に伴う津波警報発令より、約4か月がたちました。発生当日、近隣自治体の釧路市、釧路町から標茶町へ避難された人たちがいました。災害時に内陸に位置する標茶町の役割は、非常に大きいと思います。その後、11月4日に災害時広域避難連携協定を釧路町、弟子屈町、標茶町で結びました。今後も様々な災害を想定した訓練も必要と思います。

そこで、以下4点について質問をいたします。

1つ目、7月30日当日、何名の方が避難をしてきたのか、そのとき、町としてどのような対応したのかを伺います。

2つ目は、災害時広域避難連携協定を結ぶに当たっての経緯と具体的な内容を伺います。

3つ目は、事前防災では、より実践的な訓練も必要と思います。今後どのような内容を考えているかを伺います。

4点目、災害別、被害の大小、時間帯、季節等、様々な状況を想定した事前復興まちづくり計画についての取り組みの状況を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、鴻池議員の防災力強化に取り組むべきとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の7月30日当日、何名が避難してきたか、また、町はどのような対応をしたのかのお尋ねですが、阿歴内公民館に6名、茶安別公民館に7名と、茶安別公民館駐車場に10台の車両が避難されたことを確認しております。阿歴内公民館に避難された方は、短時間での立ち寄りでしたので、公民館の和室の利用はしていませんでしたが、茶安別公民館に直接避難された方たちは、和室を開放して休んでいただきました。

2点目の災害時広域避難連携協定を結ぶに当たっての経緯と具体的な内容についてのお尋ねですが、釧路管内8市町村では、平成24年9月に防災基本協定を締結しております。この協定は災害時等に相互で連携して助け合うというものでありますが、具体的にどのまちが被災したときにどのまちに避難するのか、どのまちの避難者を受け入れるのかなどという個別の行動指針までは定めておらず、いざ大規模災害が発生したときの行動についての具体的な優先先という具体感は、各自治体で持っていたところであります。

そのような中で、7月30日のカムチャツカ半島地震による津波警報発令により、標茶町に釧路町の方が避難されたことが大きなきっかけとなって、協定に向けた具体的な協議が進められました。結果、具体的な内容につきましては、それぞれの町での大地震による津波や河川氾濫などによる水害、火山噴火など、大規模な災害があったときに、避難所への受入れや輸送手段の確保、備蓄物資の相互融通を連携していこうという内容となっております。

3点目の事前防災の具体的な内容についてのお尋ねですが、本協定の締結に当たり、それぞれの町の避難所の立地や規模の確認をするため、まず本町の避難所の視察を行っております。今後それぞれの町の避難所の視察し、情報共有を行うことを予定しております。また、机上では、各町の避難所の概要、避難所マニュアル、避難物資の共有、ハザードマップ等の共有を行っております。今後は、町民への周知などをはじめとして、災害発生を想定した3町共同による広域避難訓練を行っていきたいと考えております。

4点目の事前復興まちづくり計画についてのお尋ねですが、本計画については自治体があらかじめ想定される災害の規模や分布に基づき、復興後の町の空間を計画するものであり、阪神・淡路大震災と東日本大震災の経験と教訓によって、被災後に早期かつ的確に復

興まちづくり計画を策定できるよう、国土交通省がガイドラインを作成し、取り組みを推進してきたものであります。

阪神・淡路大震災では、甚大な被害の中で復興に非常に時間を要することになったことや、東日本大震災では、被災前から進行していた人口減少に伴うコンパクトシティ化や津波被害を受けない高台移転などの課題もあり、被災後の復興に当たっての計画策定までに多くの時間を要したという教訓を踏まえ、各自治体で発生し得る災害による被害の分布や規模を想定し復興後の空間を計画するもので、復興まちづくりの目的や実施方針、目標の実現に向けた課題及び課題解決の方策を取りまとめたものです。

本計画の策定状況は、令和6年7月時点で全国の地方公共団体で33団体、策定率は2%となっております。本町においても、現状では事前復興まちづくり計画は策定していません。例えば、津波被害を受ける可能性のある低い土地に市街化形成しているまちや住宅密集地での道路幅員が狭い地区などは、将来の都市構造を見据えた盛土や高台移転による復興計画や道路幅員を広くするなど、被災前よりも災害に強いまちづくりを目指して具体的な計画を示されている事例もあります。本町の大規模災害を想定した場合には、将来の町の在り方は現状と大きく変わるものではないと考えているところであります。

しかし、復興の手順や進め方については、今後、検討していく必要があると感じております。事前復興まちづくり計画に基づく計画の策定がベストな手法なのも含めて、本町の地域防災計画の災害復旧計画をベースに被災後の復旧事業が迅速に着手できるような取り組みについて、今後、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 先ほど松下議員のほうからも言われましたけれども、当日やはり釧路市、釧路町の方々が標茶町に、数名とはいえども避難をしてきました。そのとき、先ほども言いましたけれども、やっぱり運送関係の人たちも来たということで、夕方になりまして、町のお店から食品が品薄になったということも町民の方から聞いております。これはやはり当日、釧路町とかでお店が全部閉まってしまったことによって、要は食べるものが帰っても売っていないという状況に陥ったということがあり、それを調達するために標茶町から買物して帰った。実際、町民としては、そういうことになっているというのは知らないといえますか、そこまでなっていると思っていなくて夕方買物に行ったら、要は食料品が品薄になっていて、こういうことになったのだねということもありました。

そのときに町としてそこまでは考えていなかったと思うのですけれども、町の中の避難所もちょっと一部開放というか、そういうことをして、そのときにあった食べるものの備蓄品とかを提供することというのは、その時点では多分考えていなかったと思うのですけれども、そういうことも今後あり得るということもあるので、そこら辺、町として今後どのように取り組むというか、進めていくか。

本当に災害はいろんな状況が起こるということを前提として、町が取り組むことというのは多々あると思うのですけれども、特に食べるもの、そういうものが品薄になった

という状況、これは町民も外から来た人に対しても非常に大変なことだったと思います。そのことに対して、町として今後ちょっと何かこういうふうに対応したいということがありましたら、ひとつ伺います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず、今回のカムチャツカ半島沖地震の関係でございますけれども、茶安別のほうに避難された方が多かったのですけれども、時間的に言うと2時間半程度ということで、食料品を出さなくても間に合う時間帯だったということが1つあります。夕方ぐらいまで時間が長引けば、当然ですけれども、そういった対応、食料品を提供するだとかというような対応というのはしていきたいと思ひますし、今後も同じような対応で考えていきたいと思ひているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） では、続きまして、このたびの災害とはちょっと違うかもしれないのですけれども、共助についてなのですが、大分県の火災があったときに、あれだけの火災がありましたけれども、けがをした人が、亡くなった人というのが、非常に少なかったというのは、それは隣近所、皆さんが声かけをして避難をしたということで共助の部分というのが非常に大切であると思ひております。万が一、今後そういう大きな災害があったときに、他町村の方も避難してくるかもしれませぬけれども、町民もその場にいるということも考えられます。よって、その共助の取り組みというのも、今後、防災訓練とかの中で最大限取り組むべきではないかと思ひております。今も町で行っている防災訓練等は、役場の方々がある程度、避難所を設置しており、そこへ私たちが避難をして、その場でベッドとかを設置する、そういう訓練なのですけれども、より町民が主体となることができるような訓練方法も今後検討するべきではないかと思ひておりますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず、1点目の共助の部分でございます。こちらのほうは、まず町内会というのを中心に、今、町内でも自主防災組織というのをつくっているところもござひます。ただ、現実的にはなかなか動いていないようなところもあると思ひますので、その部分はしっかりとサポートをしていきたいと思ひています。

それと、防災訓練の部分ですけれども、今年も、去年とベースは同じではあるのですが、より自主性を高めるような訓練もやっております。訓練というのは、やっぱり継続して反復してやるということが一番重要なところでござひますし、あと、昨日、町内会連合会の中では研修などをやっておりますので、そういったところも含めて意識づけをしていきたいなと思ひているところでござひます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） これは質問ではないのですが、いろいろなことを想定して訓練をして、やはりそういうときにすぐ行えるような体制というのが非常に重要だと思っています。そこで、全て、私たちもそうなのですが、ソフト面、ハード面をあわせたしっかりした取り組みというものが今後行っていただきたいと思っておりますので、本当に町民から被害を出さないということを常に考え、それをやっていくためには、やっぱり平時の訓練、平時の備えというものが非常に大切になってくると思っておりますので、今後もしっかりとした取り組みをお願いいたします。

質問は以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で5番、鴻池君の一般質問を終了いたします。

深見君。

○1番（深見 迪君）（発言席） 質問いたします。

1点目は、最近非常に大きな問題になっている教職員の不祥事根絶の学校職場づくりについてであります。

教員らのグループが児童生徒の盗撮画像などをSNSで共有していたという、今までの常識では考えられない不祥事が発覚し、逮捕者も出ました。このような不祥事の背景に何があったのか、どうしてこのような事件が起きたのか、教育長のご所見を伺います。

一部の教員による盗撮事件で北海道教育委員会（以下、「道教委」という。）は、教職員による道立学校での私用スマートフォンの持込みを原則禁止する措置を講じ、同じ通知を札幌市を除く北海道内の178市町村教育委員会にも出していると聞きました。道教委は「各市町村教委には道立学校に出した通知を参考に、児童生徒の被害防止の取り組みを進めてくださいと伝えた」ということです。

教育長は、この方針をどのように考えていますか。また、本町の教育委員会では、この方針と同じ措置を行っているのでしょうか。

私は、ほとんどの教職員は信頼できると考えています。このようなスマートフォンなどの持込禁止は、真面目に教育活動を行っているほとんどの教職員を教育行政が信頼していないことを前提に行われているのではないのでしょうか。

持込禁止ではなく、教職員集団のコミュニケーション、教職員集団の学校づくりこそ重要ではありませんか。そういう意味では持込禁止は間違った方針と考えますが、いかがですか。

また、スマートフォンなどの端末や写真は、日常の教育実践で必要ではないのでしょうか。教育長のご所見を伺います。

道教委ICT教育推進課の担当者は「公的な端末で、データをきちんと管理していれば児童生徒の撮影を禁止するものではない」とした上で、「あらぬ疑いがかからないように教員を守るルールでもある。必要に応じた公用端末などの更新は、各市町村教員の判断に任せている」と説明していますが、学校現場での信頼関係はこのような措置で築き上げられるものではないと考えますが、いかがですか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 1番、深見議員の教職員の不祥事根絶の学校職場づくりをとのお尋ねにお答えいたします。

全国に広がった教員による児童生徒の盗撮事件は、児童生徒の安全と健全な育成を脅かす重大な犯罪であり、断じて許されるものではありません。一部の教員が引き起こした事件により、全国の教育現場の信頼を失ったことを残念に思っております。二度とこのような事件を起こさせないことが信頼回復の第一歩と考えています。

1点目のこのような不祥事の背景に何があったのか、どうしてこのような事件が起きたのか、教育長の考えを聞くとお尋ねにお答えいたします。

今回の事件の特徴は、直接的なわいせつ行為ではなく、高性能・高機能となった撮影及び通信機器を使い、教師という立場を利用して校内等で盗撮をし、秘匿性の高い通信アプリを使ってそれらを提供、保持しており、犯行が外部に露見しにくかったことであります。その背景として考えられることは3点ございます。1点目は、近年のSNS利用の拡大とICT機器の急速な発達で映像の取得や共有を容易にしたこと、2点目は、教育現場のデジタル基盤の整備が追いつかず、私的利用と公的職務の境界が曖昧になるリスクを高めたこと、3点目は、教職員の倫理規範の徹底やデジタル機器の適正管理に関する校内ルールが不十分であったことなどが考えられます。これらが複合的に作用し、児童生徒の安全確保やプライバシー保護が十分に機能しない状況を招いた可能性が高いと考えております。

2点目の北海道教育委員会は、教職員による私用スマートフォンの持込みを原則禁止する措置を講じ、各市町村に対し、道立学校への通知を参考に取り組みを進めるように通知した。教育長は、この方針をどのように考えているか。また、本町の教育委員会ではこの方針と同じ措置を行っているのかとお尋ねですが、北海道教育委員会は、事件の重大さを踏まえ、このような措置を決断したものと考えております。町村教育委員会としては、北海道教育委員会が示した私用スマートフォンの持込み原則禁止の取り扱いを全市町村に伝達し、伝達した趣旨を重く受け止め、同様の対応を進めております。

3点目のスマートフォンなどの持込禁止は、真面目に教育活動を行っているほとんどの教職員を教育行政が信頼していないことを前提に行われているのではないかとのお尋ねですが、町教育委員会としましては、教職員の信頼は大前提としつつも、信頼される学校づくりにつなげるためには、外部の目から見ても誤解を招かない体制を整える必要があると判断しました。

4点目の持込禁止ではなく教職員集団のコミュニケーション、教職員集団の学校づくりこそ重要ではないか、そういう意味では持込禁止は間違った方針ではないのかとお尋ねですが、誠意を持ち、職務を全うしている教職員が大勢いる中で、一部の教員による犯罪によって行われた学校現場の信頼を取り戻すためには、教職員集団のコミュニケーション、教職員集団の学校づくりが重要であることは議員と考えを同じくするところです。しかし、今回の事件の重大さを踏まえ、体制の整備もあわせて進める必要性を感じていることから、私用端末の持込みを原則禁止とする取り扱いを決定したところです。

5点目のスマホなどの端末や写真は日常の教育実践で必要ではないのかとのお尋ねですが、教育現場の実践上、日常的に写真や情報の取り扱いが必要となる場面もあるものの、私用端末の使用を全面的に認めることは避けるべきと判断しています。公的端末の活用を推奨し、撮影データは学校長により不適切な内容が含まれていないかを確認した上で、教育目的でのみ使用するよう指導しています。これにより、児童生徒の安全・安心の確保と教育的活用の両立を図ってまいります。

6点目の道教委ICT教育推進課の担当の説明について、学校現場での信頼関係はこのような措置で築き上げられるものではないと考えるがどうかとのお尋ねですが、学校現場での信頼関係は、教職員同士の連携や管理職の適切な指導と管理があつてこそ築かれるものと考えます。しかし、今回の事件の重大さを踏まえると、保護者、地域に対する目に見える対応が必要になります。

繰り返しになりますが、信頼される学校づくりのためには、目に見える具体的な取り組みとそれを支える透明性の高い運用ルールが不可欠です。管理職の適正な指導と監督の下、私的利用と校務の境界を明確化し、外部の目から見ても誤解を招かない体制を整え、教育現場の信頼構築と児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境整備に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 私、感想ですけれども、教育長、盗撮を先ほど一部の教職員と言いましたけれども、それよりもっと少ないですよ。一部という表現、ほんの一握りの盗撮なんかをやるような教職員。こういう教職員は、このスマートフォンの持込禁止ということに対して、実効ある解決手段だと思いますか。やってはいけない盗撮をやるわけでしょう。やってきたわけだね。今まだ発覚していない部分もあるかもしれませんけれども、そういう人間が、禁止したからといって効果ある内容と言えるでしょうか。私はそう思わないのですよ。そうではなくて、先ほど言った校内の、先ほど教育長は考えを同じくすると言いましたけれども、何か欠けているから教職員、学校、教職員集団づくりがなかなかうまくいかないと。コミュニケーションも本当に取れているのだろうかというのが現場の実態です。その点では僕は、道教委が禁止してこの問題が解決するとは全然思っていないのです。一番下手くそなやり方というか、そういう意味で間違っただという表現をしたのですが、それに標茶の教育委員会も右ならえでそのような措置を取ったということなのですが、そう思いませんか。いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えいたします。

最初に議員が申し上げた一部の教員がという、ほんの、もっともっと少ないのではないかとご指摘ですけれども、多分、数にしてはそのとおりだと思います。

ただ、先ほど繰り返して申し上げましたとおり、今回の事の重大性というか、児童生徒あるいは保護者にとって計り知れない不安と恐怖を与えたことは間違いのないと思っていま

す。数の問題ではないのかなというふうに私は捉えています。

それと、今回、私、直接これは、ただ文書ではなくて、校長会で話させていただいたことは、やはり道教委でこれほどの決断をしたこと、道教委は高校ですから、今回の被害者は児童生徒ですので、やっぱり市町村教育委員会として道教委が行ったこういった措置より甘い対応はないだろうと。やはり同じ、足並みをそろえて北海道教職員一丸となつてこういった未然防止に取り組むことが信頼回復の一丁目一番地であると思うと、こういうお話をさせていただきました。禁止することが根本的な解決につながるのではないかもしれませんが、やはりこれをなくして未然防止あるいは再発防止のスタートも切れないのではないかというのが私の考えであります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 今回の問題に関わつて様々な論評がなされています。防犯カメラを校内に置くなつていう発想も出てきているぐらいなのですけれども、私は、そういう管理強化だけでは問題は絶対解決しないと。現場の先生方は、このことによって、このことによってというのは道教委のそういう措置によって、保護者の人たちが今まで持っていなかった教師に対する、学校に対する信頼を失っていくのではないかという懸念を持っていると。せっかく築いてきた保護者の信頼関係にひびが入りかねないのではないかというお話をしたりもしています。

それから、私自身も教員時代に経験していることですが、授業風景を撮影して、それを学級通信に生かしたり、あるいは授業を反省する材料にしたり、勉強会の資料にしたり、それがなかなかできづらくなっていくということなのですね。子供というのは本当にびっくりするような動きをすることもあるわけで、そのときに手元に持っているもので、あつということ写すことが本当に今後の授業の質を高めていくということにも必要だと。それから、そういうことができなくなるということと、それらを逆にまた楽しみにしている保護者もたくさんいらっしゃいました。その保護者とのコミュニケーションにも影響が出てくるのではないかと。

結局は、持込禁止ということは学校づくりをしっかりとできない道教委の弱さ、これは議論すると長くなりますので議論はしませんけれども、その弱さが、とにかく禁止して、管理を強化して、そして少しでも食い止めようというけれども、それを実際やったら、今まで学校や教師を信頼していた保護者だって疑心暗鬼になっていくのではないかと、私は逆にそのように思うのです。そういう心配はないですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えをいたします。

まず、日常生活の中で授業等で撮影をする機会が失われるのではないかという懸念ですけれども、確かに写真等で授業やその記録として学級通信に載せたり、保護者に報告をすると、そういう場面は教育においても今よくあることであると認識しています。

ただ一方で、ふだん日常の授業で写真を撮る必要があるのかということ、私は大部分の時

間、そういった時間ではないというふうに考えています。当初、スマホがすごく出回ったときに、私が校長時代とても気になったのは、学校行事等で担任が一斉に自分のスマホで子供を写し出すと、例えば運動会であるとか。ちょっと待って、その前に指導でしょうという場面が確かにございました。ここは限度の問題で、やはり学校生活の中で写真に写す場面と子供を見取って指導する場面というのは区別すべきであるし、そういうふうに考えたときに、やっぱり写真を撮る場面というのは教育活動のごく一部であるべきというふうにも考えます。もちろん学校には常備したデジタルカメラもございますし、必要なときにはそれで撮影をすると、公的なものとして撮影をすると、そういった体制を整えること、一昔前はそうであったというふうに思います。ちょっと言い過ぎかもしれませんが、そんなふうにと考えるとあります。今のカメラの実態というのを、やはり正常な形に戻すことにも私はつながるのではないかなと期待しているところでもありますので、ご理解賜ればと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 学校の中で、学校と保護者との連絡とか、あるいは現場は今よくわからないのですが、子供とのかかわりの中でLINEを使って連絡し合うということが今までありましたよね。それは一体どうなるのかというようなこと。それから、欠席の連絡とか授業中に突然いなくなった、私もちょっと経験もあるのでですけども、いなくなったという生徒の安否確認とか、そういうことがなかなかしづらくなってくのではないかということについては、今、あらゆるところで私物のスマホが活用されているのが現実だと、私、思うのです。そういうことができなくなったということを1つ答えていただきたいのと、道教委が管理強化でスマホを禁止する、私物の持込みを禁止すること自体が教職員を信頼して、本当に一握りの教師のこういう行為によって、それを禁止すると。それでこれを解決しようなんていう、こういう問題はやっぱりおかしいのではないかと私は思うのですよ。その2点についてお願いします。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） お答えいたします。

まず、1点目のLINEの部分、保護者、子供との連絡の関係ですけども、現状、原則教員と生徒がLINE、メール等を通して連絡すること自体、禁止となっております。道教委のほうでも、こちらの部分については通知が出ておりまして、懲戒処分の対象になるということで対応しております。

それから、2点目の欠席の連絡の部分でございますが、こちらにつきましては、各校欠席連絡のアプリというものを使って、学校の代表メールのほうと保護者とのやりとりをしている状況でございます。

それから、緊急時の対応でございますけれども、今回の道教委の示された対応でございますが、原則としては私物端末の教育現場への持込みは原則は禁止であります。事前に校長の許可を受けた場合に持込み可とする3点が示されております。

1点目が、児童生徒の健康や安全確保の観点から、緊急に連絡する必要があるが見込まれる場合、これは体育、部活動、熱中症等、けがが発生するおそれがある場合、また、修学旅行等で急遽の連絡を要する場合、児童生徒の病気等で緊急の対応が見込まれる場合と、こういう部分につきましては、持込みを可とするということでございます。

あと、2点目、授業等の教育活動であって、私物端末を使用せざるを得ない場合。

それと、3点目としまして、職員の個別事情を考慮して校長が認めた場合。こちらは、職員が育児や介護中の職員で緊急の連絡がある可能性がある場合だとか、親族が危篤、配偶者の出産が見込まれている場合。

こういった3点につきましては、持込みを可とするという対応をしておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 最後に質問しますけれども、私はやっぱり道教委はこういうことでしか歯止めができないのかというような不信感を非常に持っていますし、それから世の中の保護者の人たち、お父さんやお母さん方が、このことによってより不信感を持つようになるのではないかと危惧しています。

それで、最後の質問ですが、教育長、以前も散発的に標茶でもありましたよ。教師集団がLINEをつくって盗撮画像を送ったり送られたりする、なぜこういう教師が出てきたのか。その背景について、教育長、どこに問題があったのかという、もし今お答えできるのであれば答えていただきたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えをいたします。

最初のやはり道教委の禁止という措置がこの防止につながらないと、そういうご指摘ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、やっぱりこういったきちんとルールを整備することについて、私は学校現場が遅れていたと思います。スマホの発達であるとか、SNSの発達に学校のルールづくりが遅れていたということも、今回の事件を見て背景の1つではないかなと考えています。

冒頭でお話ししたとおり、背景、3点ほどお話しさせていただきましたけれども、ただ、その根底にあるのは、議員も先ほどご指摘されたとおり、小児性偏愛者、いわゆるロリコンです。一定数、社会にそういった人間がいるということは、指摘のとおり昔も今も変わらないのかなと思います。それを排除することも、なかなか今の時代、困難な状況でもあります。やはりこれを防止し、犯罪に結びつけないための牽制的な体制であるとかルールづくり、研修の必要性というのは、時代とともに強く感じているところであります。

それと、どんなに時代が変わっても、やはり教職員の責任とモラルというのが土台になっていけば、これは防げるものだと感じています。これから先もいろんな機械が出てきて、いろんなものが時代とともに出てくるのでしょけれども、やはり教職員としての自覚をしっかりと持ってもらうこと、モラルの徹底を図ることは、いつの時代も変わらない我々の責務かなと思っています。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 私、この質問をあえてしたのは、前回決算で止められましたけれども、昨年度の決算の評価の中で、教育の問題では教員の資質向上、これが2点にわたってうたわれている。ぜひ、今年の決算のときに資質の向上のところにこの問題、今、モラル云々の話をされましたけれども、これを成果として書くことができるように、ぜひお願いしたいなと思います。

次の質問に移ります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 0時58分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

深見君。

○1番（深見 迪君） それでは、OTC類似薬の保険適用除外をしないよう、町として関係機関への要請をしていただきたく質問を準備しました。

OTC類似薬の保険適用については、高市首相は所信表明演説でも「見直し」を宣言し、保険適用除外を目指しています。

難病患者家族・全国保険医団体連合会・新日本婦人の会が行っている「OTC類似薬保険外しに関する影響アンケート」の中間報告では、60代以下の現役世代でも回答者の9割がOTC類似薬を「処方されている」または「処方されたことがある」と回答しており、現役世代にとっても重たい負担となることは明らかです。同調査では、8割が「薬代が高くなる」、6割が「薬が必要量用意できず症状が悪化する」とし、9割が保険除外に反対しています。

背景には、社会保障費4兆円の削減方針があります。OTC類似薬の保険適用除外になる予定の薬品は7,000種類になるとも言われています。OTC類似薬の保険適用除外により約1兆円の削減となり、その分、医薬品を必要とする国民に負担がかかります。

OTC類似薬は、多くが一般的に医師から処方されているものです。保険適用除外となると、薬品を必要とする患者の負担増は20倍から30倍にもなると報告されています。これでは治療を断念する患者が出るのも当然です。OTC類似薬の保険適用除外は、高齢者のみではなく、全世代への負担増になります。町として関係機関へ適用除外しないよう要請をしてほしいと考えますが、いかがですか。

アトピー性皮膚炎等で通院している子供がいる家庭では、「医療費は自治体の助成で無料だが、薬代だけは自己負担」になってしまう場合があり、結果的に現役世代の家計も圧迫することになります。本町も子供の医療費無料を続けていますが、仮にOTC類似薬の保険適用除外となった場合、子供の医療費の薬品代だけでも大きなものになります。これ

も含めて無料化の施策をぜひ続けてほしいと思いますが、町長のご所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員のO T C類似薬の保険適用除外をしないよう、町として関係機関への要請のお尋ねにお答えいたします。

骨太2025の中でもO T C類似薬の保険給付の在り方の見直しなど、2025年末までの予算編成過程で十分な検討を行い、2026年度から実行するとされており、現在、厚生労働省社会保障審議会医療保険部会において検討されているものと承知しているところでございます。

1点目のO T C類似薬の保険適用除外は、全世代への負担増となる。町として関係機関へ適用除外しないよう要請してほしいと考えるがどうかのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、O T C類似薬が保険適用から除外となった場合、これまで保険適用された価格で医療用品、医薬品を入手されていた方につきましては、負担増となることとなります。現状、社会保障審議会医療保険部会で審議中の案件ではございますが、町といたしましては、管内町村長とも連携し情報収集に努めるとともに、町村会等を通じ必要な要請をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

2点目の本町も子供の医療費無料を続けているが、仮にO T C類似薬の保険適用除外となった場合、子供の医療費の薬代だけでも大きなものになる。これも含めて無料化の施策を続けてほしいと思うがどうかのお尋ねですが、本町では、子供に対する医療費等の自己負担分を保護者に還元することにより、子育て家庭の経済的支援と町内における購買の誘導を図ることを目的として、標茶町子育て支援医療費等還元事業を実施しており、内容につきましては、子供が保険適用の治療に要した費用から医療費助成制度による助成額を控除した額としているところでございます。今後につきましても、現行どおりの取り扱いとしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 2点目の子供の医療費の問題ですが、これは下手したら子供の医療費よりも市販されている医薬品、O T C類似薬、これを買う金額のほうが、とてつもなく高いものになるということが想像されます。例えばアトピー性皮膚炎とかアレルギー、それから、かゆみ、湿疹、皮膚炎、保湿剤、解熱、これはロキソニンですから私も飲んだことがあるのですが、解熱消炎、鎮痛、湿布、せき・たん、呼吸器感染症ですね。こういったものが、つまり一般的に私たちがふだん医師から処方されているものが、もう数倍、数十倍ほどの値段となって、これは年間ですが、値段となって市販されている薬を買わなければいけないということになってしまうのです。せっかく町が子供の医療費の無料化を頑張っているのですけれども、これではO T C類似薬が仮にまだ審議中でありまされども、通ってしまったら、せっかくの子供の医療費の無料化が本当に無駄になってしまうような状況になってしまうと思うのです。

これ、町長、どのぐらいの、例えば子供の医療費の問題で言えば、薬品の問題で言えば、

OTC類似薬を処方されている、これが処方されなくなった場合に恐らく相当な金額を子供の医療費のために支払わなければならないというような状況になると思うのです。そのことについて、今、答えられましたので、私はこれ以上答えを要望しませんけれども、ぜひいろいろご検討なさって、この問題について国の要請も含めて頑張ってくださいと思います。このことを要請して、次の質問に入りたいと思います。

3番目の質問は、パートナーシップ制度の早期実施の問題であります。

昨年、とうとう全国の人口の9割を超える人数が、このパートナーシップ制度の下でカバーされたというニュースが入ってきました。

日本では、同性カップルに対して、自治体が婚姻と同等の関係を承認する「パートナーシップ制度」が年々多くなっています。今年の8月末で全国的に1万組を突破したと聞いています。

パートナーシップ制度は、2015年に東京都渋谷区と世田谷区で実施してから10年を経過し、1つの結節点となっています。11月15日に開催された本町の第44回少年の主張大会で、中学生が「多様性を尊重する社会へ」と題して、LGBTQ、性的マイノリティーにも触れて、素晴らしい発表をしました。聴いている私にも「多様性を尊重する社会」を訴えた中学生の主張が心にしみて感動しました。多様な個性等が尊重される社会意識の醸成を図る上でも、多様性の尊重や差別解消が盛り込まれた条例や制度の創設が求められていると考えますが、町長のご所見を伺います。

パートナーシップ制度は、同性間に婚姻制度がないことの不都合を埋めるための制度として設けられましたが、10年経過し、このような広がりを見せているパートナーシップ制度を1日も早く実現してはいかがでしょうか。

例えば、東京都八王子市では、市営住宅入居、霊園申込み、有料老人ホームやサービス付高齢者住宅への入居、住宅セーフティネット制度における家賃低廉化補助住宅への入居申込みなどを実施していますが、パートナーシップ制度が実施されるとしたら、本町ではどのような内容が考えられますか。また、管内の状況もあわせてどうなっているか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員のパートナーシップ制度の早期実施をとお尋ねにお答えします。

1点目の多様性の尊重や差別解消が盛り込まれた条例や制度の創設が求められていると考えるがどうか、2点目のパートナーシップ制度を本町も1日も早く実現してはどうかについてあわせてお答えします。

現在、お互いの個性や多様性を認め合い、誰もが個人として尊重され、自分らしく活躍し、全ての人々が人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせる町の実現を目指し、性的マイノリティーやその家族が抱える困難を解消する制度としてパートナーシップ宣言制度を導入する自治体が増えており、議員ご指摘のとおり、今年8月末時点で全国で1万組を突破したとの報道は、社会全体の多様性の理解と尊重が着実に進んでいることを示して

いると考えております。

多様性の尊重と差別の解消は、基本的人権の理念に沿うものであり、本町においても様々な町民が安心して暮らせる社会の実現に不可欠な課題と認識をしております。

パートナーシップ制度は、婚姻と同等の法的効果を付与するものではない点、また、自治体ごとに運用の範囲や制度設計が異なる点を踏まえ、導入自治体の実態を把握しながら制度設計を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

3点目の本町ではどのような内容が考えられるか、また、管内の状況はどうかについては、本町ではパートナーシップ制度を導入した場合に提供可能な行政サービスについては、現在、全部署に調査を実施しているところであり、年内に取りまとめ、その後、方針等を決定する予定としております。

また、管内の状況ですが、釧路市が令和6年4月1日にパートナーシップ宣言制度を導入後、今年8月1日より厚岸町が導入しておりますが、それ以外の町村では、現時点では導入されておらず、導入の予定についてもないものと理解しているところであります。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 先ほど年内に取りまとめ、年度内のことですか。年内。

（「調査は年内にします」の声あり）

○1番（深見 迪君） 年内。そうすると、来年度あたりからこのパートナーシップ制度を本町では取り入れるという見通しと考えてよろしいでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町民課長・三船君。

○町民課長（三船英之君） お答えをいたします。

先ほど町長から答弁で年内に取りまとめるといってお話をさせていただいたのですが、いつから導入できるかというところまでのスケジュール感がまだ整理できていませんので、なるべく早い段階で導入に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） わかりました。この問題については、今、準備を進めている最中だということで、それ以上聞いても同じ答えだと思いますので、次の質問に移りたいと思います。ぜひ、早めに頑張ってくださいと思います。

最後の質問ですが、学校女子トイレ個室に生理用品を。今度で4度目でしょうか。

コロナ禍で顕在化した「生理の貧困」問題をきっかけに、全国の地方自治体で生理用品の学校や公共施設のトイレ個室への無償配備が進んでいます。

生理用品がトイレットペーパーと同じように、学校のトイレはもちろん公共施設や各種施設のトイレにも当たり前になれるようにしてはどうかと質問してきましたが、その前提として保護者や児童生徒、個人々人へのアンケートを実施し、実態を調査すべきではないでしょうか。

京都のある市では、市内4中学校で学校個室に生理用品を置くことを実施しましたが、

年間の予算は8万円ほどだと聞いています。実施前は「たくさん持っていく子がいるかもしれない」という声もありましたが、実施してそういう実態はなかったと報告しています。また、市のほうが「学校の個室トイレにトイレットペーパーを置いているのは児童生徒に不便がないようにするためだ」などと答弁したようですが、生理用品も女性にとってはトイレットペーパーと同じように日常的に使うものではないのでしょうか。その意味では、学校トイレ個室に生理用品を置くことは、トイレットペーパーと同じように児童生徒に不便がないようにするためと考えますが、いかがですか。

本町でも全国の状況を見、実施すべきと考えますが、教育長のご所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 1番、深見議員の学校女子トイレ個室に生理用品をとのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、コロナ禍で顕在化した生理の貧困問題を契機に、全国の自治体で生理用品の学校や公共施設のトイレ個室への無償配備が進んだことは認識しております。

1点目の保護者や児童生徒、個人々人へのアンケートを実施し、実態を把握すべきではないかとお尋ねにお答えいたします。

本町の学校現場においては、小規模学校の特性を生かし、養護教諭が日常的に児童生徒と接する機会を通じて、きめ細かく一人一人の心身の状態を把握するとともに、必要に応じて衛生指導を行っており、児童生徒の自己管理能力の育成につながっているというのが学校の意見であり、教育委員会でも同じ認識をしております。

また、各学校においては、学校評価アンケートやPTAの各委員会、学校運営協議会などの場において、日々の要望や意見などの把握に努めていますが、学校現場や保護者からトイレ個室への生理用品設置を求める声は上がっておりません。このことから、現時点ではアンケートの実施は考えておりません。今後も、学校現場の意見を尊重し、日常的なケアと保健教育を推進してまいります。

次に、女性にとってはトイレットペーパーと同じように日常的に使うものではないのかと考えるがどうか、実施すべきと考えるがどうかのお尋ねですが、京都市の事例によりますと、年間予算が数万円程度で、実施が可能で、たくさん持っていく子がいなかったという実態から、生理用品のトイレへの配備は導入しやすく、常備していない児童生徒にとっての利便性の向上につながると考えます。

しかし、本町の教育現場では、養護教諭を軸とした個別のかかわりを通じて、衛生教育と自己管理能力の育成を重視しています。トイレに生理用品を設置することにより、養護教諭による直接の声かけや個別指導の機会が減るおそれがあるため、現時点では学校女子トイレへの設置の考えには至っておりません。

今後、全町的な施設整備の動向や公共施設における生理用品の常備化が社会的要請として高まる場合には、学校トイレへの設置について改めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 道立学校の実施は今までもここで話ししたし、教育長もご認識されているというふうに思いますし、そのほかでも実施しているところがあるのです。そういうところでも養護教諭はいるわけです。そうですね。なのに、道教委は養護教諭がいるのに実施に踏み切ったと。それならば、これはどうしてですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、養護教諭はどの学校にも配備されているということは認識しておりますが、先ほどお答えしたとおり、やはり標茶町の実態を踏まえた場合、その人数に大きく違いがあると思います。繰り返しになりますが、やはり少人数へき地教育においては、子供たちとの信頼関係、一人一人のきめ細かな指導を軸にして指導しているというのが基本線でありますので、養護教諭の働きがよりきめ細かく児童生徒一人一人に行き渡っていると認識しているところであります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 私、そういう問題ではなくて、人数の多少にかかわらず、子供たちの個人の人権の問題だと思っているのです。私たちは男ですからそういうことについて、こういうことになるのだという実態はよく、幸い私は教員をやっているときに、何度かそういう場面に遭遇して体験もしているわけですが、個人の人権の問題の角度から考えれば、養護教諭に預ければ済むのだという話ではないと私は思うのです。だから、全国どこでもそういうのを採用して、あるいは議論しているところでは、トイレトペーパーはトイレの個室で誰もが使うだろうと。女性の場合、それから女子児童生徒の場合、トイレトペーパーと同じように生理用品というのは日常的なものだと。そして、その子その子の個人の人権にかかわるような問題だと私は認識しているのです。だから、その見方、角度、養護教諭がいればいいのかという、そういうことではないと思うのです。生理用品について、今ほど全国的にこういうふうに話題になっているのはなぜなのかということ考えたときに、やっぱり違う角度から見る必要があるということなのだと思うのです。養護教諭で処理しているから大丈夫だということではないと。その点どうですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・神谷君。

○管理課長（神谷 学君） お答えいたします。

生理用品の配置の考え方がございますが、本町においては、小規模校の利点を生かして、養護教諭が深くかかわって児童生徒に自分で管理をできる能力、そういうものの育成という部分でも、小規模校のメリットという部分で生かして、十分果たしているのかと思っております。子供たちが学校を出たときに、実際困らないように養護教諭などが関わりを持って丁寧に指導して、最終的に自分で生理用品を管理できる力を育てることが大切だと思っております。そのため、現状の対応を進めていっているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 私は、規模の大小にかかわらずというふうに言ったのです。だから、個人の人権の問題ではないかと。それで、保護者にしても、養護教諭にしても、当然、養護教諭よりも、むしろ保護者のほうが自分の子供に対する生理の指導とかということが行われていると思うのですけれども、学校に行った場合に様々な問題があるというのは今までも言ってきました。こういう事例もあるし、こういう事例が、こういう困ったこともあると。そういうときに自分で処置できる子供たちが恐らく多いと思うのです。だから、トイレットペーパーのようにトイレの個室にそれさえあれば大丈夫だという安心感があると思うのです。それを一々養護教員に報告して、あれこれということではないのだと思うのです。前も話したけれども、別に標茶の養護教諭のことを非難して言っているわけではないのですけれども、あんた、何回目なのと子供に聞く養護教諭もいたという事例もあるのです。だから、私は見方を変えてほしいと。

つまり、学校規模の大小、人数の大小でなくて、子供の人権を1人の人格として見て、個人の人権の問題だということ、私たちが今までタッチしてこなかった生理用品の問題が、図らずもコロナのときに生理用品の貧困の問題が出て、そこから全国に広まったのです。だから、そういう点では、今、課長のおっしゃったことは私の質問に答えていないと思うのです。人数の大小ではないと、個人の人権の問題だということ、最後にどうですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えをいたします。

人数の問題ではないと、人権の問題であるというご指摘であるとは思いますが、私、指導に関しては、やはりへき地教育というのは人数によって決まっておりますので、その人数によって指導の手だてであるとか、その形態は変わるべきものであるという側面もあるというふうに感じています。同じ思いで私自身も以前にもお答えいたしましたが、この生理用品の趣旨に関して、基本反対しているわけではないということをご理解いただいていることかと思えます。ただ、教育委員会として通知を発出して、全ての学校で将来的にやりなさいと、こういうものでもないと感じているところであります。

例えば、また人数の話になって申し訳ありませんが、今年度、新1年生の数は町全体で39名になってしまいました。例えば、磯分内小学校は3名であります。沼幌小学校はゼロ名であります。虹別も3名。恐らくこのような推移をこれからたどっていくことになるかと思えます。標茶小学校、標茶中学校は別として、このようなへき地まで、例えば女子生徒が1人になっても養護教諭は全ての個室に生理用品を置いて回るのかと、それを管理しなければいけないのかと。委員会が通知を出すというのはそういう問題になるわけで、私は、責任ある学校長がこれは判断して、必要であれば学校ごとに設置すべき、それに対して、今、既に養護教諭、保健室には常備してあるのですから、それを移動すればいい、それらは学校にお任せしてもいいのではないかとというふうな判断をしていると。

議員ご指摘の、今回5回目の質問だと思いますが、その都度やっぱり校長会を通して先

生方に議論をいただいて、様子を聞いて、ヒアリングはしております。今の現状でそういったものが緊急に必要であるという回答は得ていない。将来的にはもっともっと地方の学校は減っていくという状況を踏まえれば、やはり養護教諭を軸とした教員による目で判断して、そのケアを指導していく。前回は申し上げましたとおり、忘れた子は本当に保健室に行く勇気がない子もいるかもしれませんが、その垣根を外していくことがへき地教育であると思っております。

さらには、本当に貧困が今後生じた場合、あるいは、虐待の子で買えないであるとか、そういった子に関しては、やはり見つけなければいけない問題であると思っておりますので、いろんな意味から私は、生理用品を置きっ放しで、ただ単に補充していくという方法にへき地に関して賛同はできないというふうに申しているわけです。どうかご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 今、標茶小学校、標茶中学校は別としてと言いましたけれども、標茶小学校、標茶中学校だったら実施する考えはあるということですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） 例としてお話ししたわけで、基本的には学校の最高責任者である校長が決めるべきものであると思っております。教育課程の編成、教育活動の責任は学校管理規則によって権限移譲しておりますので、やっぱり学校が判断すべきものではないかと思っております。もちろんほかの学校でも、既に磯分内小学校ではトイレに設置はしておりますし、それを妨げる何物もありません。

以上であります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 先ほど教育長がお答えになりました、いわゆる性教育の指導あるいはもっと縮めて、生理に関する指導、これと自分で安心して処理できるということとは別物ですから、そこはそういうふうに捉えてほしいなと思っております。

それから、別に反対はしていないというようなことなのですが、私は先ほど父母のほう、保護者のほうからそういう要望が上がってきていないと、声も上がってきていない。だからこそアンケートを取るべきなのだと思うのです。どうして保護者や子供たちの意見を、だって、その子供たちが中心なわけですから、該当者なわけですからね。この辺、なぜアンケートを実施されないのかなと思うし、この問題は、先ほども言いましたように、子供たちといえども1人の人格を持つ人間であって、人権の尊重の観点から見るとはどうか。たとえ少人数であっても、そういうふうに見るべきではないかと思うのですが、アンケートの問題と個人の人権の問題ということに関して、もう一度お答えできませんか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えをいたします。

先ほどの課長から触れたこととは思いますが、行政機関が行うアンケートというのは非

常に重たいものだと考えております。私自身も管理職のときには、行政機関が行うアンケートはイコール指導であるというふうに教えられました。したがって、教育委員会が行うアンケートは、必要最少限度にすべきものであると自覚しています。個々の物品に関して必要であるか必要でないかという類いの質問は、基本的にはすべきではないと考えております。また、児童生徒、保護者に対するアンケートというのは、教頭に相当な負担をかけるものでもあります。働き方改革の観点からも、厳に最小限に慎むものであるというふうに考えているところでもあります。

加えて、冒頭で申し上げましたとおり、やはり今、校長会との密接な連絡体制を取っておりますし、そういった声も、ヒアリングを課長以下、常時やっておりますので、それを信じるというところも基本線にありますし、今、校長会が考えていることと我々の意思は同じ方向を向いているなというふうに感じていますので、それを飛び越えて委員会がアンケートを行うというのは、同時に校長以下教員の信頼を欠くものであるとも考えております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 個人の人権の問題については答えられない。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） 個人の人権という話でありますけれども、やはり個人の人権というのは、健康に暮らす権利というのは、子供たちが楽しく学校生活を送る権利というのは、一番大事にしなければいけないと思っております。それから、先ほどの質問に戻るかもしれませんが、やっぱり安心・安全な生活を送らせるということ、特に健康指導、性指導も含めた健康指導こそ子供たちの人権を守るべきものと考えております。

であるならば、やはり最終的には健康指導の基本は自分自身の健康を自分で守ろうとする意思であり、能力であるというふうに考えておりますので、繰り返しになりますが、やはり自分自身でその健康管理、それをする能力を育ててあげること。先ほど議員はトイレトペーパーというご指摘がありましたけれども、個人の人権の話になるのであれば、やはり議員のご指摘のとおり、自治体全体でこれは全ての公共施設に配備すべきものではあるというふうには考えます。もし、そうであるならば、当然、公共施設である学校にも配備するという方向に流れるかと思えます。学校はあくまでも社会で生きる子供たちを育てる場面でありますので、私自身、今の社会状況を考える限り、トイレトペーパーではなくて、ややハンカチのような存在であるなというふうに認識をしておりますので、やるのであれば、まず最初に公共施設、これが筋でないかと考えております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 学校も公共施設だと思うのですが、これでやめますけれども、自分自身の健康は自分で守る、ですよね。だったらなおのこと、生理用品も一々何かあったときということではなくて、自分できちんと処理できる、そういう指導をした後は、自

分で処理していくという、そういう意味でトイレットペーパーと同じでないかということを行いました。私、もう少し勉強して、また、この問題について教育長と議論したいというふうに思っています。そうこうしているうちに、全国的には、この問題については進んできているのです。だから、そういう点では、またこの問題について質問すると思いませんけれども、そのときはまたよろしく願いいたします。

以上、終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、深見君の一般質問を終了いたします。

黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君）（発言席） 通告に沿いまして、質問を行います。私は2点質問いたします。

初めに、高齢者事業団による整備事業についての質問であります。

市街地の環境をきれいな状態に維持することは、なかなか容易ではありません。隣村の鶴居村は「日本で最も美しい村連合」に認定され、日本一の美しい村にも選ばれました。

振り返れば、本町の公共施設や農業に関する施設についても、大変美しくきれいに整備されているように私は思っております。その原動力になっているのが、標茶町高齢者事業団の方々の努力があると思います。

それで、1点目の質問であります。本年、令和7年度の高齢者事業団の総売上げに占める標茶町の公共施設に関する売上げの割合は把握していると思うが、どういうふうになっているかお尋ねします。

2点目は、標茶町高齢者事業団に訪問開拓員設置事業で補助金を出しておりますが、釧路管内7町村では全町村が補助をしているとは思っておりますが、これはどのようにになっているかについても質問をいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 7番、黒沼議員の高齢者事業団による整備事業についてのお尋ねにお答えいたします。

1点目の令和7年度の高齢者事業団の総売上げに占める標茶町に関する売上げの割合は把握しているかのお尋ねですが、令和7年度は、現在、年度途中であり、総売上げに占める標茶町に関する売上げの割合は把握しておりませんが、令和6年度分につきましては、令和7年度定期総会のご案内をいただき、その際の資料がございますので、令和6年度分でお答えしますが、令和6年度標茶町高齢者事業団の総売上げに占める標茶町の割合については約77.7%でございます。

2点目の標茶町高齢者事業団に訪問開拓員設置事業で補助金を出しているが、釧路管内7町村では全町村が補助をしているのかのお尋ねですが、北海道が行っております令和6年度高齢者事業団状況調査では、本町のほか、厚岸町が補助金を支出しており、浜中町、白糠町は補助金の支出を行っておりません。釧路町、弟子屈町、鶴居村では、令和6年度高齢者事業団状況調査には報告されていないことから、高齢者事業団は存在しないものと認識しておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君） 私は、令和7年度はもういろんな作業が終了したかとお尋ねしたのですが、令和6年度の作業の結果を報告していただきまして、77.7%の公共事業に対する作業があったということ、今、理解いたしました。

標茶はかなり、例えばトレーニングセンターにしても、この本町庁舎にしても前に前庭がございますが、大きな公園があったり、そのほかにも農業団体では共済組合も広い敷地を有していますから、そこらの農作業というか、雑草刈取りとか植木の剪定など、一生懸命高齢者の方がやって、この暑いのに私でさえ大変なのに、私と同じぐらいの年齢以上の人が頑張っている姿にいつも敬意を表しているところがございますが、この訪問開拓員設置事業というのは、これは早くには北海道もかなりこの事業を設置するために補助金を出していたというふうに私は理解しておりますが、今、町長のお話では、管内ではやめたまちがあって、全部やっているわけではないというようなことですが、私は、標茶町は管内7町村の中でも本当に行政というか、公共施設が何か最も多いのではないかなど。だから、隣の鶴居村が日本一できれいだというのは、あのぐらいの面積だったら私は当然一番になるかもしれないけれども、標茶はこれだけ広い公共施設を抱えて、いつも秋になれば警察の前の町道に紅葉がいっぱい、そして写真撮りはいっぱい来るけれども、掃除するのは事業団の方で、いや、助かるな、ありがたいなと思っている一人です。

そういったことを考えて、この事業が今何か、私の知っている団員の方は、来年も働きたいと。87歳になっていきますけれども、今は本当に私も含めて80代でも健康な方がおられますので、この方々に希望を持たすために、この設置事業の補助金は増額することがあっても、減らすことのないようにすべきだと思いますが、その点について再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

高齢者事業団につきましては、標茶にとっては歴史があって、非常に高齢者の老後の生きがいづくりとして、そういった働きながら健康づくりをということでこれまであって、最初は北海道からの補助事業もあったのですが、それがなくなった後も、開拓員のこの補助事業を標茶町は独自の財源を捻出しながらやってきたというのが事実であります。

それとあわせて、標茶町としても、できる限り高齢者の皆さんの仕事の確保ということで、ここに金額は書いていませんが、総額で約4,000万円近い金額の事業を出していますので、そういったことをやりながら、この開拓員の補助事業については、いろいろな方から議会でもいろんな意見が出ていますので、これについては引き続き検討材料かなと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

ただ、こういった高齢者事業団の受皿は必要だというふうには理解していますし、そういった方々で標茶町の公共事業の維持管理の一部を担っていただいているということも事実でございますので、総合的にこれからも判断をしていきたい、そんなふうには思っていま

すので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君） 今、具体的に4,000万円以上の公共事業の清掃活動に支出をしていると。私もちょっと調査した資料には、総売上げが五千数百万円ですから、この78%を掛けるとそのぐらいになるかなと思って、この事業団の仕事っぷりも、ご婦人の方はもちろん草取りなんか、前庭の花の草取りもよくやって、私も園芸業をやっている関係上、よく目につくのですが、大変よくやってくれているなど本当に感謝している1人です。ぜひ、継続してこの事業が衰退しないようにしてほしいということを要望して、次の質問に入ります。

シカ柵設置事業についてであります。

シカ柵設置事業の現状について質問を行いますが、現状、野菜農家や酪農家からシカ柵の設置の要望が多く寄せられていると思うが、今年までの設置面積は何戸で何ヘクタールになるのかについて質問をいたします。

今後も設置希望があると思いますが、申請面積はどのくらいあるのか。

酪農家はシカの侵入に手を焼いており、新播草地の被害が多いと思うが、対象になるのかについてお尋ねします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 7番、黒沼議員のシカ柵設置事業についてのお尋ねにお答えします。

議員ご案内のとおり、エゾシカによる食害、踏みつけ被害が多く発生していた野菜生産現場では、その被害防止対策として国の交付金事業、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用したエゾシカ侵入防止柵整備が令和4年度から進められております。また、令和5年度以降につきましては、エゾシカによる牧草やデントコーン食害が深刻化してきた酪農生産現場でも、同事業を活用した侵入防止柵整備が進められてきたところであります。

1点目の今年までの設置面積は何戸で何ヘクタールになるのかのお尋ねですが、事業が完了している令和7年度までの実績で、整備戸数で52戸、整備面積で924ヘクタールとなっております。

2点目の今後も設置希望があると思うが、申請面積はどのくらいあるのかのお尋ねですが、事業実施主体であるJAしべちの取りまとめによりますと、令和8年度の計画は整備戸数で18戸、整備面積で288ヘクタールとなっております。

3点目の新播草地の被害が多いと思うが、対象になっているのかのお尋ねについてですが、冒頭も説明申し上げたとおり、当該事業の対象は、畑作のほか、デントコーン、牧草地も含まれており、酪農家も当該事業を活用し、侵入防止柵整備を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君） かなりこの数年で設置面積が増えたなというので、そっちこっち

町道、道道などの脇はネットが張られて、エゾシカはそこには侵入できないようになっております。そして、その侵入できなくなったエゾシカたちは、今度別なところを狙って群れをつくって走って行っております。一番春先に狙われるのは、今年中に、夏以降畑起こしをして新しい種をまいた草地、新播草地と言っておりますが、ここを狙われています。この新播草地にごそごと10頭以上のエゾシカの群れに毎日入られたら、これはもう新播どころでなく、全滅の状態になっております。この対策について把握しているかについてお伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

実際、新播地に侵入防止柵を回していない農家さんもおられるのは事実でございますが、先ほど町長のほうからも答弁させていただきましたが、基本的に鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用したシカ柵の整備については、デントコーンや畑作だけではなくて、草地も対象になります。したがって、牧草地、特に新播地についても対象になるわけなのですけれども、その判断については、農家さんに委ねているところではございますが、当然のことながら、シカ柵を巻く際には、より収益性の高い補助を優先してシカ柵の整備をしているものと理解しておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君） 担当のほうから新播草地についても希望があるので実施をしているというお話でございますので、私もこの辺で質問を終了いたします。

○議長（菊地誠道君） 以上で7番、黒沼君の一般質問を終了いたします。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君）（発言席） 私は、農業研修センターの現状と今後について質問いたします。

本町の酪農家の現状を見ると、戸数の減少はとどまることがなく、学校の維持や集落における活動もままならない状況であります。そのような中で農業研修センターに期待するところは大きいと思います。農業研修センターの運営について、次のとおりお伺いいたします。

2024年第2回定例会での答弁では、令和7年度年の研修予定はないと答えていただいたと記憶していますが、その後の変化はあったのでしょうか。

研修生募集の方法などの研究はどのようにされているのか、また、新規就農フェアなどで募集しているとの答弁でしたが、担い手の確保に向けて、今後もっと具体的で実効のある取り組みが必要ではないでしょうか。

研修センターの維持管理に要する費用はどの程度になっているか伺います。また、町からも研修センターに対して出向などの人的対応はされているのでしょうか。

新規就農に向け、地域の離農予定者の意向の確認などはされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員の農業研修センターの現状と今後についてのお尋ねにお答えいたします。

1点目の2024年、令和6年第2回定例会での答弁で研修予定はなかったと記憶しているが、その後変化はあったかとお尋ねについてですが、議員ご指摘のとおり、令和6年9月に夫婦1組が新規就農して以降、しばらく長期研修生不在の状況が続いておりましたが、今年6月から夫婦1組が新たな研修をスタートさせており、研修生不在の状況は解消されております。

2点目の研修生募集の方法などの研究はどのようにされているのか、また、今後もっと具体的で実効ある取り組みが必要ではないのかとお尋ねについてですが、研修生の募集の方法につきましては、本町の新規就農希望者の受入れ母体となっている標茶町担い手育成協議会の中で議論をしており、毎年行っております新規就農フェアへの出展や農業系学校への訪問のほか、近年の新たな取り組みとしましては、ユーチューブでの動画配信を通じた研修生募集を行っております。

なお、効果的な研修生募集の広報に係る研究につきましては、引き続き担い手育成協議会の中で議論してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

3点目の研修センターの維持管理に関する費用はどの程度になっているのか、また、町から研修センターに対して出向などの人的対応はされているのかとお尋ねについてですが、議員ご案内のとおり、標茶町農業研修センター、しべちや農楽校につきましては、地方自治法第244条の2第3項及び同条第6項の規定に基づき、議会の議決をいただいた上で、株式会社TACS（タックス）しべちやを指定管理者に指定し、管理運営を行っており、指定管理料として年間350万円を支払っております。管理業務の具体的な内容としましては、施設運営に関するもののほか、施設の使用許可に関する事、施設の維持に関する事などが含まれております。

また、今ご説明申し上げたとおり、農業研修センターについては、株式会社TACSしべちやを指定管理者に指定して施設運営をしておりますので、町職員の配置はしておりませんが、JAしべちやが雇用している就農コーディネーターを担い手育成協議会に配置し、主に新規就農に係る相談や研修生の受入れなどの対応に当たっております。

4点目の新規就農に向け、地域の離農予定者の意向確認などはされているかとお尋ねについてですが、これまで町広報紙において将来的に新規就農へ経営を譲ってもよいかと考えている方を募集した経過がございますが、直近では令和6年8月号の町広報紙でも募集を行っておりますが、いずれの調査でも経営を譲ってもよいというお考えをお持ちの農家からの申出はなかったところでございます。

また、将来的な農業経営に関する後継者の有無についてアンケート調査も行っておりますが、数軒の農家から第三者へ経営移譲してもよいとの回答を得ております。

そのほかにも第三者継承に係る情報提供は関係機関より受けており、必要に応じて随時意向調査を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 最初の質問の研修生の令和7年度は1組、今現在、研修されているということですね。そういう意味で、全く研修生がいない状況ではないという具合に理解いたしました。

ただ、このような状況でこの研修センターで毎年のように研修生が続くという、そういう状況が作り出せないという部分で、私はやっぱりもう少しこの研修センターの運営の仕方、それからこの研修センターで研修をしたいという研修生を増やすために、何度か質問してきてはいるのですけれども、その都度ご答弁いただいている中で、例年、短期の研修生が三十何人とか四十何人とかというお答えになっているのですが、その研修生の数については今年はどうになっているかお答え願います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 短期研修生の受入れの状況についてご説明させていただきます。実は、令和7年度の実績については、まだ年度途中ということで出てはいないのですけれども、過去3年間の受入れ状況につきましては、資料のほうを用意してございますので、そちらのほうの説明をさせていただきます。

令和4年度につきましては、短期研修生が50人、令和5年度につきましては、短期研修生が38人、令和6年度につきましては、短期研修生のほうは38人の受入れとなっております。今年度もおおよそ、毎年40名前後の短期研修生の受入れを行っているのですけれども、ここまで同じぐらいの人数で推移しているというふうに伺っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 何度か質問してきたのですけれども、短期研修生のどういう人たちがこの研修に訪れて研修しているのか、ちょっとその辺、今回お聞きしたいなと思って。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

主に多いのが、例えば農業系の高校ですとか、あと大学、それから社会人につきましては、乳業メーカーの新入社員であったり、そういった方々が多くこの短期研修というのを利用していただいているというような状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） ちょっとしつこく聞いてしまうのですけれども、高校生、大学生、乳業メーカー、これは研修工程の中の1つの場所としての意味合いでの研修なのでしょう。それとも、この研修センターを最初から目的としていろんな中身を研修されていくという研修の仕方なのか、その辺どうですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

確かに、議員おっしゃるとおり、例えば農業高校だとか、農業系の大学の生徒さんについては、例えばこの研修を経て直ちに新規就農を考えているわけではございませんので、どちらかという、やはり農業を理解していただく、本町基幹産業の酪農を理解していた

だくというような利用のされ方であると理解しております。

ただ、社会人の中には、将来的に新規就農を考えていてこの研修センターを利用してくれているというふうにおっしゃられている方もおりますので、この両方ともを考えている方が当該研修センターを利用してくれているものと理解しております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） ちょっとこの1点でしつこく質問してしまうのですが、やっぱりこういう研修に参加された人たちと継続的につながり続けているような状況はあるのですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

個別に過去に研修を受けていた方と今現在もつながりがあるかというところにつきましては、正直、詳細なデータは持っておりませんが、少なくともこの受入れに際しては、酪農で新規就農を考えている方あるいは例えば酪農で新規就農でなくても雇用就農を考えている方がこの施設を利用してくれていると思いますので、当初のこの施設を建設した目的、趣旨に沿った形で利用はされているのかな、役割は果たしているかと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 次に、新規就農フェアなどで募集しているというお答えなのですが、これも形ばかりと言ったら失礼なのですが、やっぱり中身の濃さといいますか、その辺どういう感覚でフェアに臨んでおられるか。ちょっと聞き方が悪いか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

要は、新規就農フェア等に来場された方が実際に新規就農しているのかというご趣旨のご質問かというふうに理解しましたが、現に研修を受けている1組についても、2年前のフェアに参加してくれていた方ですし、過去には何人もの研修生がやはり新規就農フェアで標茶のブースを訪れて、研修を経て、最終的には標茶で新規就農していただけるという実績を考えると、非常に重要な事業であると考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） そういう意味では、一つ一つの取り組みを充実したものにしていただきたいと思います。

次に、質問の中身とかけ離れてはいないのですが、ちょっとお答えいただけるかどうかはあれなのですが、この研修センターと、あとヘルパー組合がありますね。ヘルパー組合の中にも将来新規就農したいという方なんかもいるかと思うのです。そういう人たちとの連携といいますか、情報の収集などはされているのですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

具体的にヘルパー利用組合の方で新規就農している方がいるかといった、そういった情報収集をしているかという点、していないわけではありません。過去には研修センターのトレーナーだった者が研修を終えて新規就農したケースもございますので、当然のことながらそういったケースも考えられますし、そういった場合には担い手育成協議会を窓口とした研修をしていただいて新規就農することも可能と考えてございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） でも、そういう意味では、この農業研修センターをやはり最大の拠点として標茶の酪農を守っていく、それから、何と云っても、一番最初に述べたように、農家戸数の減少で地域が成り立たなくなってしまう、学校がなくなってしまうということ、そこら辺の視点もしっかり捉えて今後進めていっていただきたいという具合に思います。この質問は終わりたいと思います。

2番目の質問です。

私道の除雪に積極的に対応してはどうかという質問です。

酪農家の中には、除雪対象路線から自宅、牛舎施設までの私道の距離が長く、冬期間の除雪に苦勞している方々もいます。この点については何度も議論してきましたが、近年の気候変動なども考慮して積極的に対応してはどうですか。

また、本州や市街地からへき地に移住してきた住民の方もあり、町の配慮した対応も必要ではないかと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員の私道の除雪に積極的に対応してはどうかのお尋ねにお答えします。

議員ご案内のとおり、酪農家の中には自宅や牛舎までの私道が長く、除雪には多くの労力を要している方がいらっしゃる点については、町としても十分承知しているところであります。

私道の除雪につきましては、これまでも議会において再三ご議論いただいてきたところでありますが、個々の経営における施設等の整備や労働力の確保については、原則として各経営者の責任において判断され対処されるべきであり、その経営の中で完結されるべきものであると基本的な考えは変わっておりませんが、町が実施する除雪は、町道における冬期間の円滑な交通確保を目的として、安全で効率的に行うことを基本指針として、町民生活の安全を支えるために実施されるものであります。私道の除雪を町が実施することについては、公費で私有財産に過度に関与することや公平性の確保が極めて困難であることから、町が実施することは適切ではないと考えております。さらに、本町は広大な面積を有する中、限られた人員と財源で維持管理しており、さらなる除雪体制の強化を図るためには、相応の経費、機械設備及び体制の整備が不可欠であり、こうした状況を踏まえ、私道の除雪を公的に実施することは現時点では困難である点について、ご理解を願います。

また、本州や市街地から移住者の方々の配慮についてのお尋ねですが、移住者が地域に定着し、安心して生活できる環境づくりは、町にとっても重要な課題であると認識しております。一方で、除雪は、地域住民がお互いに協力しながら維持してきた生活基盤の一つであり、特定の世帯や地域を優遇することは町民間あるいは地域間の公平性を損なうおそれがあるため、慎重に対応せざるを得ないと考えております。

しかしながら、異常気象などの災害級の大雪が発生し、人命にかかわる危機的な状況が生じた場合については、町としては緊急避難的な災害対応を行うこととしておりますので、この点につきましては、町民の皆さんの安全を最優先に考え、適切に対応してまいりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 何度もこの除雪の問題では議論させていただきました。今回、町長も触れてくれましたけれども、気候変動による大変な雪害というか、積雪などに見舞われたときなどは、特に今、質問の中でも述べましたけれども、本州とか市街地から移住された方にとっては非常に不安な材料にもなると思うので、そういうときも緊急の対応の対象にさせていただけたらという具合に思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） お答えします。

ただいま町長の答弁の中にもございましたけれども、危機的な状況がございましたら緊急対応するということにつきましては、標茶町に住まわれている方どなたでも、移住されている方であろうが、昔から住んでいる方であろうが、当然、まず町としましては、ちょっと大げさな言い方に聞こえるかもしれませんが、人の命を守ることが最優先であると思いますので、そのことについては分け隔てなく対応をするということで、ご理解願えればと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） そういう緊急事態というか、本人の判断にもよると思うのですが、そういうときの連絡先というか、その窓口となるところはどこになりますか。

○議長（菊地誠道君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） お答えします。

状況にもよると思いますが、基本的には町に大体電話をしてこられる、連絡をしてこられることがあって、町が窓口になって防災の担当でありますとか、私ども除雪の担当が直接受けることもございます。

また、外に出られている場合、道路等でそういうことが起きた場合というのは、警察に連絡するのが一番の手段ということになっております。そうすると、位置情報も特定できますので、標茶町の町道に限らず、警察に電話するのが一番場所を把握して緊急に対応しやすいものであるというふうに考えているところでございます。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 僕の質問の仕方が。例えば、具体的に建設水道課とか、そういうところに連絡すればいいというお答えが返ってくるのかなと思ったのですけれども、そういう具体的な場所ではないということですね。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） 失礼いたしました。

標茶町が対応する場合がございますが、災害等が起きているような状況であれば、まず総務課のほうの危機管理のほうに連絡が入ると思います。そうでない場合もございますけれども、基本的に除雪に関しましては、建設水道課の除雪担当のほうに入ってくるものであると思っております。

（「終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で10番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君）（発言席） 2番、櫻井であります。私は、給食宅配サービス事業のさらなる継続を求めるということで質問させていただきます。答弁いただく方は町長とさせていただきます。

「標茶町給食宅配サービス事業実施要綱」では、第1条で「この事業は、在宅において適切な栄養の摂取が困難な高齢者等に対し、食事を届けることにより自立した生活を確保することができるとともに健康状態の把握、安否の確認、潜在する福祉ニーズの把握などを行い、在宅福祉の向上に寄与するものとする」となっている。これに基づき、町社会福祉協議会、以後社協と呼びますが、同趣旨で町から社協が事業受託し、実施しております。

今日、高齢者の多くは、日々の生活に追われ、低い生活費の下で孤立感と闘いながら暮らしている。多くの老人や高齢者が抱えている一番の問題は、何といたっても健康不安であります。独り暮らしの高齢者を漏れなく誰かが安否の確認をすることが大切であると考えますが、町長はいかがでしょう。

また、その意味からすると、本町が平成11年から続けている給食宅配サービス事業は、週に1度ではあるが、直接顔を見て健在であることを確認できる有効な手段であり、受け取る人にはひとときの喜びと安らぎをもたらす取り組みであると私は考えております。この点について町長のお考えを伺いたい。

このような福祉弁当は全てボランティアの人によって支えられているが、弁当への要望は今後も増えるのではないかと思います。この点について町長はどのように考えているのか。

また、食材費については、物価高騰の折、値も上がっております。その分、補給金を増やし、今後も変わることなく高齢者の暮らしの支えとなっている給食宅配事業を続けるべきと思いますが、いかがか伺うものであります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、櫻井議員の給食宅配サービス事業のさらなる継続をとのお尋ねにお答えします。

1点目の誰かが安否の確認をすることが大切と考えるがいかがかとのお尋ねですが、議員ご質問のとおり、独り暮らしの高齢者の方の安否を確認することは、とても大切であると認識をしております。

2点目の週に1度ではあるが、直接顔を見て健在であることを確認できる有効な手段であり、受け取る人には一時の喜びと安らぎをもたらす取り組みであると思うがどうかとのお尋ねですが、これも議員と意を同じくするものでございます。

3点目の弁当への要望は今後も増えると思う。この点について町長はどのように考えているかとのお尋ねですが、今後、65歳以上の人口は穏やかな減少となる見込みではあります。引き続き本事業の需要は一定程度はあるものと考えているところでございます。

4点目の食材費については、物価高騰の折、値も上がっているが、その分補助金を増やし、給食宅配事業を続けていくべきと考えるがどうかとのお尋ねですが、給食宅配の費用でございますが、1食当たりの食材費としては、利用者様から300円をご負担いただき、町で100円上乗せし、1食当たり食材費400円として給食をご用意しているところでございます。このほかに、調理や配送、容器等に係る経費といたしまして、約230万円程度の費用がかかっております。

物価高騰により、今後の費用負担の在り方につきましては、検討が必要になってくることが想定されているところでございます。給食宅配事業につきまして、今後も継続してまいりたいと考えているところでございますが、担い手確保等課題もあることから、今後の在り方を検討してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、町長の答弁をいただいて、まずは安堵したところです。

なぜかという、町経済も非常に厳しいので、聞くところによると一律4割カットみたいな話もあったので、真っ先にこういう児童福祉とか老人福祉などがターゲットになっていくのかなと思って心配したのですが、今の町長の答弁だと、継続してくれるということですから安堵いたしました。

それで、1つ町長にお伺いしたいのは、ボランティアがこの事業を支えておるわけです。調理するには、2団体において5名ずつ約10名の方が登録し、週に1度でありますけれども、調理なさっております。それを受けて、すぐ配達というか、配送のほうに、これまた2団体において20名ぐらい登録されているのかな。いずれもボランティアなのです。ボランティアの方も高齢者の方が慈善事業としてやっておられるものですから、これも年々年を取っていかれて、なかなかそのボランティアをやっていただける人が、次、入ってこられないのではないかなと思うのですが、そこらはどのように町としてお考えなのかお伺い

したいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

ボランティア様の関係、ボランティア様に運営を担っていただいているというような質問でございますが、まさにご質問のとおりだというふうに私どもでも考えております。ボランティア様のご協力があってこの制度が成り立っているという部分は、そのとおりだなと思っております。

高齢化の部分、ご指摘ございましたけれども、現状、やはりご指摘のとおり、高齢化しているというのは間違いないところなのかなと考えております。町長の答弁の中にもございましたが、担い手確保等の課題もあることからというような答弁をさせていただいているところでございますが、まさに今の問題がそのように考えているところでございます。社会福祉協議会のほうでもボランティアセンター等を通じてボランティアさんの募集をしているというふうに承知をしておりますので、引き続き、そのような形を取っていただきたいなと考えているところでございます。調理のほうにつきましては、赤十字奉仕団のボランティアも参加をさせていただいておりますし、また、ウェルフェア標茶様のご協力もいただいているところでございます。それぞれの団体においても担い手の確保についてご努力をいただければと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 理解しろと言われても、なかなかお互いに理解できるどころと、できないところがあると思うのです。というのは、やはりボランティアですから、強制的にとか、そういうことがなかなかできないのです。あくまでもお願いという立場でしかできないわけです。それも善意ですから、何ぼ善意で頑張ろうと思っても、体調不良だとかいろんなことが高齢者はあるわけです。ですから、やっぱりこの事業がボランティア頼りというか、そういうことで存続しているということを十分考えながら、本当に誰が作って誰が配送してくれるのか、その担い手をもっと、ボランティアでなくほかに方法はないのかなとか思うわけですが、何かいい方法があったら教えていただきたいし、町としても研究すべきところかと思っております。いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたします。

ボランティアに頼らずにほかの方法でというようなお尋ねかというふうに承知をいたしましたけれども、似たような事業と申しますか、民間事業者の中でも弁当的なものを宅配するような事業を行っている民間事業者さんはあると承知をしております。現状、町のほうで行っている形は、先ほど来お話ししていますボランティアさんを活用した事業となっておりますが、今後その状況でなくなるとすれば、もしかすると、そういうような民間の事業者さんのほうをお願いしなければならない状況も生じてくるのかなということは考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） わかりました。

なるべくボランティアの方々の手で助けていただきながら、この事業が継続していけばいいのですが、民間になるとまた経費もかかるでしょうし、町の負担も大きくなるのかなと思いますが、そこらも時代とともにいろいろ考え方も変わっていくと思いますが、どうかそこはうまく軟着陸できるように研究を進めていただきたいと思います。

それからもう一点、食材費のことなのですが、ご承知のとおり、食材費も上がっており、諸物価高騰でいろいろと世間では言われております。ここにも書かせていただきましたが、400円の弁当、個人が300円、町が100円の負担で計400円で弁当を作ると。なぜ、そんな安いのかと思ったら、町が全て場所を提供し、光熱費や燃料も全て町が持っている。そういう中でこの事業を行っております。

ただ、町はそういう施設で応援していただいているのですけれども、実質的に食材費については相場によって買わないとならないわけです。ですから、相場が上がってくれば当然食材費も上がってきますので、そこを柔軟に食材費の上積みということも以後考えていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

食材費の上積みというようなご質問だと思いますけれども、現状1食当たり300円ご負担いただきまして、町で100円上乗せして400円というような形で実施しているところでございますが、食材等の高騰等も出てきております。そういった部分も含めて、今後検討をしまいたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 十分な答えが承れたと理解しまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、櫻井君の一般質問を終了いたします。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君）（発言席） 通告に従いまして、2点についてお伺いをしたいというふうに思います。

1点目は、骨髄ドナー登録の働きかけについて町として積極的に取り組むべきではないかということで、ご質問を申し上げます。

白血病、再生不良性貧血などの血液疾患は、以前は有効な治療法もなく、治りにくい病気でした。しかし、今は、骨髄液などに多く含まれる造血幹細胞、白血球、赤血球、血小板などのもとになる細胞ですが、それを移植することにより患者さんの健康を取り戻せるようになりました。

血液のがんと言われる白血病の患者数は年々増加傾向にあり、年平均1万4,000人ほどが発症していると推計されておりました。有効な治療法は骨髄移植と言われております。移植は白血球の形、HLA型が一致しなければなりません。非血縁者間で一致するのは

数百分の1から数万分の1の確率で、このため移植には骨髄など提供希望者ドナーが必要です。

北海道が発行している骨髄ドナー登録を呼びかけるパンフレットを目にすることがありました。道内のドナー登録者数は、日本骨髄バンクの数字ですけれども、今年10月末で1万5,848人、これは18歳から19歳で68人、20歳から54歳で2,018人で、年齢制限などで1年間に平均約900の方が登録取消しとなっているため、実質は1万4,948人となっております。

骨髄バンク事業は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づきドナーを募集登録、移植希望者に骨髄等を提供する活動で、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、日本赤十字社と自治体が協力して実施している公的事業であります。

骨髄バンク事業を安定して継続するためにはドナー登録者を増やすことが必要でありまして、現在、多数を占める40代、50代の登録者の方は、ドナー登録の年齢制限により満55歳で登録を取り消されることから、若い方のドナー登録が必要と考えます。

本町でも広報紙等での活用はもとより、機会を捉えて町民に直接働きかけるなどの積極的な対応をすべきと考えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

また、個人情報にも関係いたしますが、本町のドナー登録者は、分かれば何人ぐらいいらっしゃるのかも伺っておきます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、鈴木議員の骨髄ドナー登録の働きかけをするべきではないかとのお尋ねにお答えします。

白血病などの血液の病気は、化学療法や骨髄移植で完治することが期待できるとされておりますが、骨髄移植をするには患者さんと提供ドナーとの白血病の型（HLA）が適合する必要がある、その適合率は、兄弟姉妹で4人に1人（25%）、血縁関係がない場合は数百人から数万人に1人の確率と言われております。骨髄移植を待ち続けている患者さんは約2,000人とされており、骨髄バンクに1人でも多くの方が登録されることが必要と考えているところでございます。

1点目の機会を捉えて町民に直接働きかけるなど、積極的対応を取るべきではないかと考えるのがいかがかとのお尋ねですが、骨髄ドナー登録の普及については、北海道や北海道骨髄バンク推進協会、公益財団法人日本骨髄バンクが取り組んでいるパンフレット等の設置やポスターの掲示について、町でも協力しているところでございます。

また、今年度から骨髄ドナー助成事業を開始し、白血球の型が適合し骨髄移植の提供者となった際には、通院・入院にかかった日数のうち10日間を限度に1日1万円の助成を開始し、町ホームページでドナー助成事業開始のお知らせとあわせてドナー登録の呼びかけを行っているところでございます。引き続き、現状の周知を続けるとともに、どのような周知方法が効果的であるかを含め、研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

2点目の本町のドナー登録者は何人いるか把握されているかとのお尋ねですが、骨髄ド

ナーの登録状況は日本骨髄バンクがホームページで月ごとに都道府県別に登録者を公表しておりますが、市町村別の内訳は公表されていないことから、本町の登録者は把握しておりませんので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） まず、2点目に伺った町村別のものは公表されていないというのは、私も、ただ、わかればということで伺ったままですけれども、わからないということですので、理解をいたしますが、いつも私、答弁で伺うのですけれども、ホームページというふうに必ずおっしゃいますよね。若い方ですと、ホームページを開くことはできます。でも、我々のように、年配というか、私はもう後期高齢者ですから、その者にとっては、少しは見られますけれども、どうやって検索をしてそのことを出すのか、それも正直言ってわかりません。

（「そうだ」の声あり）

○4番（鈴木裕美君） ですから、それと私もう一点言いたいのは、広報紙に出してください。しかし、広報紙に出すのはいつも1回きりなのです。先般の私が公害であるという、においの香害の質問もいたしました。すぐに対応していただき、広報にも出していただきました。感謝しておりますが、その後、まだ香害については何か月もたっておりませんけれども、広報紙を活用するとおっしゃいますが、1回限りなのです。せめてそういうものを町民に働きかけるときには、やっぱり年に2回、最低でも2回広報紙で周知をするということが必要ではないかと思うのですけれども、まず、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 周知の方法における広報紙の役割のご質問だと思いますが、基本路線は年1回というのは、限られたページの中を有効的に使って、いろんな情報を提供したいということも一方ありますので、回数を極端な話、毎月入れればいいのかという話だと思うのですけれども、数が多ければいいのかということと、どういったことで伝わるかというところを研究しながら、より多くの情報を町民の方に提供しようというところで、ある程度やはり同じ記事が以前は毎月のように行っている場合もありました。

ただ、やはりいろんな情報を提供したいと。それから、限られた二十数ページの中で入れ込むことも両方兼ね合いながら、今のところに落ち着いてきたところではありますが、議員、ご指摘の1回限りということもありますので、その辺は必要な情報については数の制限なくやることは大事だと思うのですけれども、やはり年に1回ではなくて2回だったらいいという根拠も、では2回だったらいいのかという話もありますので、その辺の回数について、時期、それからそういったところについてはやはりタイムリーなのもありますので、総合的に勘案しながら、いかに町の人に大切な情報を届けるかというところが主眼だと思いますので、回数の制限とか、そういった縛りはなく、研究していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 広報紙の回数だとか、そういうことについてはぜひ研究をしていただきたいと思うのですが、例えばホームページばかりではなくて、企業回りをするとか、そういうような、今回のドナー登録に関しましては、ドナー登録者も知っておりますし、登録者と一致して病気が治られたという方も私は存じ上げておりますので、今回あえてご質問させていただきました。そして、ふれあい交流センターに置いてありましたこのパンフレットは見せていただきまして、質問内容もこれを拾いながら質問いたしましたのですが、これは平成、古いパンフレットなのです。先ほど町長は助成が出るようになったと言われてはいますが、これには助成のことは書いていないのです。平成のパンフレットなのです。北海道が出しているパンフレットです。ですから、本町が出しているわけではないのですけれども、そういう古いもの、道に言っていただきたいのですけれども、古いものを置いているというのが実態なのです。ただ、ふれあい交流センターとしては、ドナー登録をお願いしますという広報のために置いてくださっております。あるいは、公共施設にもドナー登録をお願いしますというポスターが貼られております。

しかし、私も今回この勉強をさせていただきましたけれども、54歳までの年齢制限があるということです。そして、それも一致した場合には、そのご本人は2回しか骨髄液を提供できないとも伺いました。そういう意味では、もっともっと若い人に登録をしていただくということを積極的に取り組んでいただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

パンフレットの件につきましては、そのご指摘のパンフレット、私どもで作ったパンフレットでないものですから、私どもの制度の部分については、当然、記載はされていないというふうに考えております。その部分につきましては、町長答弁にもございましたが、ホームページのほうで記載をさせていただいております。

それから、若い方に対しての広報の仕方等のご質問がございました。私どものほうでもいろいろ検討させていただいております。この骨髄バンクのほうで作られているパンフレット、例えば20歳のつどいの際に来られた方の配付物にあわせて配付をさせていただくというようなことで、若い方にも一定程度関心を持ってもらえるのではないかと考えております。一応今年度からそのような形を取らせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 決して責めるわけでもないですし、私がこの通告をしたから20歳のつどいときにパンフレットを入れたりとかというふうになったのかもしれないけれども、いいことだと感じました。ぜひ、20歳のつどいときの封筒の中にドナー登録の呼びかけのパンフレット、町が助成をするということもしっかりと書いて配付していただければと思います。誰もが健康で安心して暮らせるためには、本町を挙げて、そういう方々の、弱者といいますか、疾患を持たれている方々のためにも、ぜひ取り組んでいただき

いと思いますので、よろしく願いいたします。

では、2点目について伺います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時01分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 2点目についてご質問申し上げます。

釧路湿原かや沼観光宿泊施設の利用促進についてお伺いいたします。

国立公園唯一の温泉宿泊施設としてリニューアルオープンしてから1年が経過しました。

町民の多くから、温泉宿泊施設はどうかのと、多分利用状況だというふうに思うのですが、利用状況について聞かれることから、この1年間の利用状況について伺います。

まず、今年の3月にも、オープンしてから約5か月ということで伺いました。今回は1年たちましたので伺っておきたいと思います。

まず、日帰り入浴利用の町内と町外別の利用者がどのぐらいいるのか、あるいは宿泊についても町内・町外別の利用人数についてお伺いをいたします。

宿泊料については、入浴料金同様、町民価格が設定されていますが、知らない町民が多いのではないのでしょうか。これからの時期、観光シーズンも終わり閑散期に入り、宿泊利用も減少するのではないかと危惧するところですが、宿泊利用促進に向けたPR活動を積極的に町としても取り組むべきと考えますが、いかがですか。伺います。

日帰り入浴利用について、以前にも申し上げましたが、入浴時間の延長を求められています。それと、夕食時のレストラン営業を望む声もあります。検討すべきと考えますが、いかがですか。お伺いをいたします。

そして、接客態度について、サービス業は接客が一番大切であり、一度接客で嫌なことに遭うと、二度と行かないと、接客態度で利用しないという判断もされます。宿泊施設の接客態度について、正直言って私にはよい評判は聞こえてきていません。常に接客について配慮するように要請すべきと考えますが、いかがでしょうか。ご質問を申し上げます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、鈴木議員の釧路湿原かや沼観光宿泊施設の利用促進についてのお尋ねにお答えします。

1点目のこの1年間の日帰り利用客の町内・町外別の利用人数、宿泊利用客の町内・町外別の利用人数について伺うとのことのお尋ねですが、令和6年9月のオープンから令和7年9月末までの実績になりますが、町内日帰り入浴客は4,571人、町外日帰り入浴客は2万1,135人、町内宿泊利用客数は190人、町外宿泊利用客数は4,395人となっております。

2点目の宿泊料について町内料金の設定があることを知らない町民が多いのではないかと、町民の宿泊利用促進に向けたPR活動を積極的にすべきと考えるがいかがかとお尋ねですが、指定管理者の意向により、オープン当初から町民が宿泊する場合については、室料から税抜きで3,000円を値引きしていただいておりますが、その周知については私からもいろいろな場面でご案内をさせていただいておりますが、まだまだやれることはあると考えておりますことから、その対応を指定管理者に改めて依頼し、ウェブサイトへの掲示や町広報紙の企業広告の活用のほか、町内日帰り入浴客への声かけなどの周知を検討していきたいと回答をいただいております。

3点目の日帰り入浴について入浴時間の延長と夕食時のレストラン営業を検討すべきと考えるがいかがかとお尋ねですが、入浴時間につきましては、宿泊利用者にゆっくりと利用していただきたいという考えから20時まで、受付は19時までの利用を指定管理者が設定しております。夕食については宿泊者との利用が重なることが想定されることから、仮に可能性があるとするれば、閑散期に宿泊者と同じメニューを事前の予約で対応することができるかもしれないとの回答を指定管理者からいただいております。

いずれにしましても、町としては、町民のニーズを確認しながら、指定管理者の経営を踏まえた中で、よりよい形を模索してまいりたいと考えております。

4点目の接客態度について常に配慮するよう要請すべきと考えるがいかがかとお尋ねですが、不足する部分があるのであれば、原因等を明確にして改善をしてもらう必要があると考えておりますが、指定管理者組織内ではマナー研修を行っており、マナー研修については引き続き行っていくことや、宿泊者向けには客室にアンケート用紙を配置し、お客様の声を聞き取る取り組みを実施し、アンケート結果については現場に戻し指導する体制を整えているとの報告をいただいておりますので、それらの対応による接客力の向上を期待しております。

なお、町としては、直接苦情を受けた場合については、その内容を共有して改善を促してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 町民利用がかなり少ないですね。日帰りの入浴に対しても、あるいは宿泊に対しても、この1年間で9月末で4,500人、そしてさらには宿泊についても190人、多分そのうちの2人は私だと思うのですけれども、正直言って2回もう宿泊してきていますから、それでアンケート用紙を置いていることも承知しております。以前は書いたこともあります。今回は書いてきませんでした。何も改善されていないからです。それは接客態度です。多分、研修されているというふうには言われておりますけれども、これ、どうなのでしょうね。たった一言のいらっしやいませの笑顔がないのです。宿泊、東京から来た方々も、夜も朝もお料理もとってもよかったです。お風呂ももちろんいい。だけれども、何で接客が悪いのだろうと言われました。その辺を、ぜひ会社、管理者に対してもう一度。何か伺ってみますと、何か月か前に会社から1人が派遣してきて改善になる

のではないかと伺ったことがあるのです。でも、入浴に行ってみても同じなのです。何なのでしょうね。

その辺もっと接客については十分な配慮をしていただきたいということを要請していただきたいと思いますし、入浴時間が午後8時というのが正直言うと、前にも質問しましたけれども、サウナに入る人というのは、ましてや仕事を終わられてから行く。そうすると、午後7時までに受付して午後8時に上がるというのは無理ですよね。サウナを利用されている方は多分わかると思うのですけれども、サウナというのは時間をかけてゆっくり入るのです。ですから、1時間で上がるということはゆっくりというふうにはならないのです。せっかくあるサウナです。小さいですけれども、とてもいい浴室です。ですから、働き方改革の労働時間も承知しております。でも、その辺はやりくりをしたら延長ができるのではないかと思いますけれども、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

まず1点目の接遇の部分でございますけれども、今ご意見をいただきましたので、そういったご意見があったことについては指定管理者さんのほうにお伝えしたいと思いますし、もし、もう少し具体的な内容がわかれば、より具体的にお話もされと思いますので、いつでもいいのでお話を聞かせてもらえればと思っております。

2点目の入浴時間の関係ですけれども、サウナの方については20時は非常に厳しいというお話も今日いただいておりますので、指定管理者さんとは定時的に打合せを行うことにしております。来週も指定管理者さんと打合せをする機会がありますので、その際にそういったお話があったこともお伝えして、検討してまいりたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） それと、夕食のレストラン、昼間、昼食のはやりましたよね。それが、メニューが5種類あったのが3種類に減ったということ、私は利用したことはないのですけれども、伺いました。結局、利用者がいないからだとも言われておりましたし、先般利用したときに、日帰りの夕食をやらないのですかと伺ったら、宿泊者の夕食が優先なので座る席がないのだと言われました。

ただ、フレンチというのは、標茶の中で利用したいと思ってもとても標茶には、まず、ないですよね。そうすると、釧路湿原かや沼観光宿泊施設のフレンチ、とてもいいですよ。私、本当に2回宿泊させていただきましたけれども、あの料金で、今回は2階のお部屋でしたから税込みで1泊2万円でした。2万円で夜のフレンチを頂いて、そして朝の朝食もまたいいのです。本当に和食と洋食とセットになっていて、そういう素晴らしいお食事ができるころなのです。ですから、日帰りのお風呂に入った帰りにそのフレンチが食べられるように、昔の憩いの家の場合ですと、お風呂に入る前に夕食を頂いたり、あるいは上がってから夕食を頂いてということができました。しかし、今のかや沼は、結局日帰りの方にとっては入浴しかできないのです。ですから、家族で日曜日は食事に行きたいという、そういう家族もあろうかと思っておりますので、その辺の席の関係とかは十分に検討して

いただいて、夕食の提供、予約なら予約でもいいと思うのです。その辺の検討をもう一度していただきたいなと思いますけれども、いかがですか。もう一回伺います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

まず、食事がいいということでお褒めいただきまして、非常にありがとうございます。

町長からの答弁にもありましたとおり、夕食について、日帰りの方の夕食利用については、指定管理者さんのほうでも閑散期であれば対応ができるかもしれないというお話をいただいておりますので、この部分につきましては、引き続き指定管理者さんと協議してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） あと、PRについてです。最初の頃、オープンして半年ぐらいは町長のご挨拶の中にも、必ず釧路湿原かや沼観光宿泊施設を利用してくださいというご挨拶が含まれておりました。しかし、正直言って最近はその声もあまり聞かされていない。敬老会は利用がなかったです。いつも町長が敬老会シーズンになってきたら、ぜひ送迎もしますから、無料バスがあるので利用してくださいと言われましたけれども、結果として敬老会、どこも利用しなかったのではないですか。そういう状況なのです。それは、それぞれの町内会で実施する敬老会の経費と釧路湿原かや沼観光宿泊施設の経費が合わないからです。ですから、もしそういう催物をするときには、別の料金体系というのも組んではいかがですか。

その辺をまず伺っておきたいのと、さらに積極的な町民に対してのPRをぜひしていただきたい。私たちが望んだ釧路湿原かや沼観光宿泊施設は、町民が求めていた宿泊施設です。だけれども、結果としてこの人数は、なぜ町民が行けないのか、少ないのか。その辺を議論したことはありますか。まだ1年ですから、良さがわかれば利用するかもしれないけれども、町民の皆さんが待ち望んでいてオープンした施設です。でしたら、やっぱり日帰り入浴、お風呂だけでもという、あるいは宿泊についても町民がもっとせっかく大きな投資をかけた施設です。町民が利用できるような、そういう施設に、以前は町民ばかりではないのだと言われましたけれども、でも、町民が求めた宿泊施設だったはずなのです。ですから、町民が利用できるような、そういう検討をぜひしていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

まず、最近のPRについて少ないのではないかというお話があったとは思いますが、その辺については指定管理者さんのほうにも話を共有しまして、今後どうしていくかというのは検討していきたいと思っております。

敬老会のほうで食事のプランが使われなかったのではないかというお話だったのですけれども、支配人のほうからはそのような形で聞いております。

料金設定については、町民向けのプランでありまして、非常に採算を度外視した料金で

設定をしていると話を聞いておりますので、料金的な部分でいくと、この料金は下げていくというのはなかなか難しいのかもしれませんが、その辺についても引き続き協議、検討は続けてまいりたいと思っております。

利用促進策の部分については、利用できるようにしてほしいという話をいただきました。町長答弁にもあったとおり、可能な限り周知も含めて、町民の皆さんにももっと使っていただきたいということは私も同じ思いでありますので、引き続き何ができるか検討してまいりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 今、課長のほうからご答弁いただきましたけれども、本当にいい施設になりました。建物は別ですよ。外観は正直言って、東京から来た方にも言われました。何よと、はっきり言われましたけれども、温泉の質もいい、宿泊のお部屋もいい、レストランの食事もいい、だから本当にすてきな施設になったのです。だったら、町民の皆さんにもっともっと積極的に利用していただけるような、そういう町を挙げて取り組むべきだということをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 以上で4番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、2点質問いたします。

まず1点目ですが、シカ柵設置で標茶町の経済を活性化させようでございます。

北海道の有害獣による2023年度の農業被害額は、ヒグマ3億円、エゾシカ51億円でありました。総額では前年度よりも4億7,900円増加して、59億800万円であったと報じられています。

2023年度の標茶町におけるエゾシカ被害は、牧草が1,091ヘクタール、2億8,637万1,000円、デントコーンが485.9ヘクタールで637万6,000円でありました。一方、シカ柵を設置している大根については、被害が皆無でありました。

営農経費全般が高止まりして苦境が続く酪農にとって、シカ柵を設置することで3億円を超える農業被害をなくすことができれば、その経済効果は絶大であると思います。シカ柵の材料として間伐材を中心に町有林を充てれば、林産業の域内循環が活性化すると思います。フェンスも町内業者に限定して調達したい、そのように思います。現状、設置に関しては、町内施工業者の不足からやむなく町外業者に依頼するケースも散見されます。この点については、くい打ちのように機動力を必要とする部分と、フェンス張りのように人力が必要な作業を分離することで、土木建設業とシルバー人材に仕事を行き渡らせることができるのではないのでしょうか。

仮に、標茶町の全ての牧草地とデントコーン畑にシカ柵を設置するとすれば、更新も含めて超長期的に続く事業となると思います。公共事業が減る中、オール標茶で完結できる事業として進めるために、独自の補助あるいは町有林財産の提供を考えてもよいのではないのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員のシカ柵設置で標茶町の経済を活性化させようとお尋ねにお答えします。

7番、黒沼議員のシカ柵設置事業についてのお尋ねでもお答えしましたが、町内では深刻化するエゾシカの農業被害を受け、国の交付金事業を活用したエゾシカ侵入防止柵整備が盛んに行われているところでございます。

議員ご案内のとおり、野菜生産現場においては、おおむね侵入防止柵の整備が進んでいますが、侵入防止柵の整備後はエゾシカによる農業被害がほとんど発生していないと聞き及んでおり、適切な維持管理をしていることが前提とはなりますが、侵入防止柵の被害防止効果は非常に高いものであると認識をしております。

交付金事業を活用し、侵入防止柵を自力施工により設置する場合は、木製支柱や金網などの資材力、資材費は定額で助成されるため、農家の自己負担は少額で済みます。一方、設置を土木業者等に外注した場合は、補助率は資材費を含む全体事業費の2分の1となり、農家の自己負担額は自力施工に比べて増えてしまうため、町内の農家の全てが自力施工により侵入防止柵整備を行っております。

また、交付金事業の実施主体であります各農家からの要望を取りまとめるJAしべちゃでは、当該年度に必要な木製支柱や金網などの資材については、競争入札により納入業者を決定し、一括購入し、農家の負担を極力抑える努力をしていると伺っております。

また、ロールラップ置場やバンカーサイロ、スタックサイロなど、土場を侵入防止柵や電子柵で囲う場合は、交付金事業の対象とはなりません。町内農家の中には全額自己負担で侵入防止柵や電気柵を設置している方もおられます。圃場を柵で囲う場合に比べ面積も小さい費用に抑えられますし、何よりも柵の設置後の被害が皆無となると考えますと、全額自己負担をしてでも整備する価値があると農家が判断されたものと推察しております。

議員、ご提案の町内全ての圃場を侵入防止柵で囲うことを事業化すれば、農家の生産性向上と土木建設事業などの仕事創出につながるのではないかとということについては、本町の有する2万8,900ヘクタールという広大な農地を侵入防止柵で囲うことは、地理的条件を考慮しても設置が可能なのか、あるいは生物多様性の影響や景観上の問題等の影響を考慮し、慎重な判断が必要ではないかと考えています。また、エゾシカの生息数等は、近年、増加傾向にあり、個体数削減に向けた取り組みとあわせて、侵入防止柵をはじめとする被害防止対策も同時並行して進めることが重要であることは、私も同じ考えではございます。

幸いにも、交付金事業の取りまとめに際し、国の予算の都合で農家の要望をお断りしているという実態はないとJAしべちゃからは伺っておりますが、国におきましては、道事業の継続的な実施と必要な予算の確保について引き続き要望してまいるとともに、施工を外注した場合の農家負担の軽減と町内土木建設業者の仕事の確保という点からも、資材費の定額補助と施工費の補助を事業上、分離することなどについても、あわせて要望してまいりたいと考えております。

また、公共事業が減る中、オール標茶で完結できる事業として進めるために、独自の補助を考えてもよいのではないかとご提案につきましては、議員ご案内のとおり、町内

においては、限られた財源の中、収支に見合った財源規模へ脱却すべく、今年6月に策定した標茶町行財政改革推進計画の実現に向けた取り組みも、現在、進めているさなかであります。新たな事業に限らず、既存事業も含め、町民ニーズや社会情勢、さらには費用に対する効果などの多角的な観点から事業の効果について検証した上で、拡大・推進すべきと判断した事業につきましては積極的に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） まず、本町の実態と、それから現行制度については理解いたしました。

今回この質問をするに当たって、直接のきっかけというものがあります。その1つは、メガファームの経営者の方とのお話であります。

これまでスケールメリットを出して、それによって何とか利益を上げていこうということで、どんどん拡大の傾向で進んできたのだけれども、近年の生産資材費の高止まり、それから生産調整も含めて酪農の先行きの不安などもあって、搾乳牛を減らしたというふうに聞きました。それまでは借地も含めてとにかく粗飼料をかき集めて多頭数を搾乳してきたわけだけれども、そのことで、どこかでつまずいたときに非常にリスクを感じるということで、搾乳牛を減らし、自分の土地の中で自給飼料を調達できる範囲で搾乳するという、そういう経営方針に転換したのだということを聞きました。

ただ、そこでネックになるのが、単収が上がらないということです。地域的な問題もあるのだと思うのですけれども、要はシカによる食害によって、限られた面積でやろうと思ったのだけれども、結局、草の量が足りなくなる、あるいは新芽を繰り返し食べられて、栄養価が下がった牧草を牛に与えるようになる。そこのところでシカ柵の設置に取り組むのだけれども、いま一つ自己負担も含めて使いにくいと。効果は絶大だけれども、使いにくいのだと。スピードも上がらないと。それは質問した中で言ったように、施工する業者、例えば単独で施工するにしても、町内の施工業者の順番を待っているといつになるかわからないということで、町外の業者に委託をしているという、そういう実態があるということを知ったことがまず1点です。

それと、皆さんご承知のとおり、標茶町、大型の公共投資というか、事業は続いてきましたけれども、この先、今やっている保育園の建て替え以降、そういった公共事業というのは、ほぼ期待できないのではないかなということを、私だけでなく業界の方もみんなそのように思っていて、その結果として、高齢者の生きがい対策として行われているニッチな仕事、草刈りですとか、そういったところに町内の土木建設業者さんの目が向いてしまっていて、年間たかだか4,000万円の仕事に対して、これは町内の土木建設業に回すべきではないかみたいな意見も出てきているわけです。すごく同じ町内で仕事が減っていているからといって、そういったところで、そういう福祉の性格を持った事業に羨望のまなざしを向けるとか、そういう分断につながるようなことが起きるとするのは、非常に切ない

などということも今回の質問の根底にあります。その2点からこの質問をしているわけです。

そこで伺いますが、以前、OSO18の被害について、町は災害に匹敵するとして対策を講じてきました。酪農家や町民の不安が非常に大きい事件でありましたが、町として適切な対応がなされ、このことに対しては高く評価するところです。

ただ、OSO18の被害金額という点で申し上げますと、恐らく数千万円、5,000万円に満たない額であったと思います。その点の比較で申し上げますと、毎年2億円あるいは3億円の農業被害を出しているエゾシカの食害というのは、大規模災害に匹敵すると言えないでしょうか。とすれば、今よりももっと適切な対応というのが必要ではないでしょうか。財政難の中ではありますけれども、原材料として間伐材を提供する、あるいは若齢の町有木を提供する。そういった現金を使わない、そういう対応があってもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

まず、1点目のOSO18を引き合いに、エゾシカの被害も甚大であると、大規模災害レベルであるので、そこに対してきちんと対処すべきではないかというようなご趣旨のご質問だったかと思いますが、その部分については私も同じ認識を持っております。対症療法的な手法として、今現在はなかなかエゾシカの個体数削減が計画どおり進んでいないところというところを考慮しますと、やはり侵入防止柵整備でまずはその被害を防ぐというところにもう少し力を入れて頑張っていかなければならないという状況は、担当としても議員と同じ考えでおります。

ただ、おっしゃるとおり、当然エゾシカ侵入防止柵整備も重要ではあるのですが、まず根本的な部分で、やはり個体数削減をこの先どうやって、町のほうでというよりは、もっと広域な視点で進めていくかというところが一番重要かと思えます。

クマ対策については、北海道、国も直接的な捕獲について検討し始めているようなのですが、すけれども、エゾシカ、過去にも同じような議論はあったのですが、今、町村だけではその対応が、個体数削減に向けた取り組みがし切れていないという状況を考えますと、やっぱり新たな対策といいますか、例えば季節移動した大規模捕獲だとか、あと、例えば捕獲しても、捕獲物の残滓を適正に処理しなければならないとか、そういったところもハンターさんの負担になっているというところもありますので、そういったところの法的整備を進めるだとか、やっぱり個体数削減に向けた具体的な取り組みについて国や道に対してもっと要請していかなければならないと思いますし、町としても効果的な個体数削減に向けた、例えば雌シカを優先して捕獲するですとか、当然、捕獲担い手の確保ですとか、そういったところをもう少し積極的に取り組んで、根本的なところ、個体数削減に向けて取り組んでいかなければならないのではないかなと考えております。

それから、間伐材の無償提供についてというところのお話ですけれども、町有林の間伐材を無償で供給することについては、森林整備にこれまでかけてきた費用や町有林とはいえ町民の財産であるということを見ると、やはり適正な価格で買っていただくというの

が大原則ですが、議員おっしゃるとおり、適正頭数に向けたエゾシカ駆除が追いついていない現状を考えると、短期中期的には、やっぱりこの先も侵入防止柵整備というのをしばらく続けていかなければならない認識は持っておりますので、例えば農家さんの負担増にならないで、かつ安定的な需要があり、事業として成り立つということは前提になってくると思うのですが、例えば木製支柱を町内で製造するための体制整備や価格を抑えるための間接的な支援を町が行うことが実現可能かどうかについて、業界関係者との議論を交えた上で研究していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 個体数の管理というか、削減、そこが根本的なところで大切だということは、それはそのとおりだと思いますが、今ここまで増えたエゾシカが急激に減るといことは、伝染病でもはやらない限りないわけです。だから、そういったところには期待できない。そして、最初の答弁の中に景観のことであるとか、それから生物の多様性についても慎重に考えなければいけないという話もあったのですけれども、そこら辺が実際に営農されている方との温度差が少しあるのではないかなと思うのです。

というのは、牧草畑というのは、畑なのです。草原ではないのです。これ、大根畑とかビート畑にどんどんシカが自由に入ってきて、主要作物、販売する作物が食い放題でいいなんていうことはないですよ。確かに、標茶町の牧草畑、圃場というのは膨大な面積がありますけれども、常識で考えて、そこが一気に閉鎖されるなんてことはないわけではいのですか。そうすると、こつこつと被害の大きいところから本人の希望、営農している方の希望はありますけれども、そういうことを整備して行って、そして高齢者の仕事も確保できて、土木建設業の方に例えばくいを打ち込んでもらおうとか、いろんなそういう分業でお金を回していくと。今まで幾ら大きい事業をやっても、ほとんどのお金が町外に流出していて、もう漏れバケツの経済の最たるものだったのです。ほぼ町内には何も残っていない。何もとは言わない。ほぼ残っていない。だけれども、町が間伐材を例えば材料として提供することによって、そこがスイッチになって、小さいかもしれないけれども、ぐるぐるとお金は回っていくのです。そして、農業生産、上がっていくのです。そういう点で、お金がないということは重々承知していますから、では木を出したらどうですかという話なのですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

まず、町有林の間伐材につきましては、基本的には町内の製材工場あるいはおが粉工場に売り払っており、パルプ材につきましては、議員ご案内のとおり、おが粉に加工されます。3メートル65センチのいわゆる用材につきましては、主に柱材などに加工されておりますが、仮に末口直径20センチ以下の3メートル65センチの用材を木製支柱に加工しようとする場合、町の年間間伐計画量30ヘクタールでどのくらい供給できるのかなということをシミュレーションしてみたのですが、推定供給可能本数は1,700本程度となり、これを令和7年度要望量の2万9,716メートルの柵を回すのに必要なくいの本数5,950本で割り返

しますと、要望量の30%程度しか賄えない計算になりますので、町有林の間伐材だけではなく、私有林や国有林の間伐材を買入れし、必要量を確保しなければならないというようなまは現状がございます。

また、加工、防腐剤加圧注入を町外の業者に依頼する場合、そのコストも上乗せされるので、やはり先ほど言ったような、その部分を例えば町が施設整備にかかわる補助事業も活用しながら、その足りない部分をまたさらに町が助成するなど、そういったことを検討していくことによって、必ずしも町有林の間伐材を使うことが不可能だという話ではないと私自身も考えておりますので、そういったところも含めて、いかにすれば町の材を町のほうで、域内活用といいますけれども、地域内で活用できるかというところを研究していきたいと思っておりますし、現にまた違う場所、具体的に申しますと、今現在策定中の森林ビジョン策定委員会の中でも地域材をいかにして地域で使うか、当然、資本を経済で循環させることによって、先ほど議員のほうからも漏れバケツの経済理論のお話をされていましたがけれども、今、主伐材のほとんどが域外に流出しているという現状を改善すべく、その手法について検討、協議を行っているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 本当に間伐材に限らず、主伐したものも含めて、結局、計画の見直しで二転三転して四国の大きな製材会社が釧路に進出してくる。その影響というの、この先ははっきりと出てくるかもしれないのですけれども、高く買ってくれるところにそれを出して、町が何千万円かの歳入を残すよりも、ちょっと若いけれども、間伐材以外のそういう主伐材も町内に回して、防腐のための加圧加工が必要かどうかは抜きにして、全部そういう加工まで町内でやるということの効果というのは本当に計り知れないと思っておりますので、そういった大きなところに材料を売ることにはこだわらずに、町内に回すということで今後も研究、検討を進めていただきたいと思います。

次に、標茶町育成牧場は事業の選択と集中が必要ではないかということです。

標茶町育成牧場は、基幹産業を支え続けて半世紀を過ぎております。時代の要請に応える形で綿羊生産や哺育事業を追加して現在の経営形態となって、既に20年が経過しております。潤沢な放牧地と採草地を有し、公共牧場としては珍しく黒字の体質を持つ牧場ですが、令和6年度決算は過去最大の収支不足となったと思っております。多角化した事業の選択と集中を行い、収支の改善を図ることで、本来業務を延命していくべきと考えます。

そこでまず、綿羊生産は、放牧地の残草処理、すなわち肥培管理の一環として、導入されたものです。同時に、多和平展望台の整備に合わせて周辺に牧歌的風景を醸し出す観光資源の役割を期待され、そして果たしてきました。その羊肉、羊の肉は、旧憩いの家の目玉商品としてラム肉食の普及に貢献しましたがけれども、経営という点で言うと黒字になったことはありません。現在も増頭するほどに赤字を増やしていく状況であると思っておりますが、これは綿羊の、もと綿羊生産の宿命であって、標茶町だけの問題ではありません。ここを打開していくためには、もと羊の生産だけでなく、加工・販売、そういったものもセッ

トにしなければいけないし、羊そのもののことで言うと、季節外繁殖に取り組んで、1頭当たりの産子数を上げなければならないと思います。現状ではそういったことに取り組む余地がないのではないかと思います、黒字化は困難であると思います。

そういうことで、事業の民間譲渡あるいはしかるべき経営体に管理を委託するなど、公共牧場から切り離すべきではないかと思います。

次に、哺育事業は、町内初の哺育センターとして、酪農経営の拡大に伴う分業化と労働力不足に悩む酪農家を支えてきました。多頭飼育におけるワクチンプログラムをはじめとする哺育の「標茶スタイル」というものを確立し、町内外に大きな影響を与えてきました。こういったところで腕を磨いた職員などが町内では2か所の民間哺育センター稼働にかかわっており、それぞれが地域の哺育・育成に貢献していることから、公共牧場としての哺育事業は、その役割を終えたのではないかと考えます。哺育事業を生産者あるいは民間に任せ、標茶町育成牧場の本来業務である育成事業に専念すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の標茶町育成牧場は事業の選択と集中が必要だとのお尋ねにお答えします。

ご質問冒頭の公共牧場としては珍しく黒字体質を持つ牧場だとのことでありますが、育成牧場が仮に公営企業会計だったとすると、現状計上していない投資的経費における減価償却費が加わり、人件費や物件費が上昇している中で、必要経費に見合った利用料金をいただく仕組みでない限り、黒字体質とまで言い切れるものではないと考えるところであります。

その上で、1点目の綿羊生産は公共牧場から切り離すべきではないかの点につきましては、令和6年度の実績では羊肉68頭、羊毛2.5キロ、生体3頭の出荷となっており、出荷頭数の増加に向け、引き続き取り組みを進めてまいるところであります。

綿羊牧場を黒字化するためには、ご質問のあった季節外繁殖を含めた様々な方法による繁殖雌1頭当たりの生産頭数の増のほか、羊毛、皮、内臓を利用していくことや、それぞれの付加価値を高めることで収益を増やす必要があります。

これまでの歴史についても議員が触れられましたが、町内事業者の努力によりまして、羊の形をした町として広く周知されてきたのも事実です。近年においては、ふるさと納税返礼品として支持を拡大してきているところでもあり、可能性を秘めた分野の1つであると考えております。黒字化は現状では困難との指摘をいただきましたが、飼養管理をより徹底し、生産性を高めるための手法として、直営以外の手法についても検討すべきタイミングを迎えていると考えているところであります。

2点目の哺育事業を生産者あるいは民間に任せ、育成事業に専念すべきではないかの点につきましては、令和6年度の実績では町内の利用戸数37戸のうち、哺育から利用は22戸となっており、およそ半分の利用者については、哺育から妊娠まで一貫した飼養を希望していると考えております。また、現在、稼働している2か所の民間哺育センターに問い

合わせたところ、構成員以外の受入れについての可能性があるが、現状で受け入れられる頭数はさほど多くはなく、出荷する範囲についても地域内に限るということであります。

したがって、それ以外の地域も含めた多くの哺育牛を受け入れている育成牧場が哺育事業を終了することは、利用農家の経営に多大な影響を与えられそうですが、経営改善の視点で、今後の可能性としては、適正料金の在り方を関係する皆様と相談しなければならないと考えているところです。また、民間事業者などによる代替性があるのであれば、存続を検討する必要もあると考えております。直営以外の運営方法も検討していきたいと考えております。いずれにいたしましても、これから本町基幹産業を支える育成牧場の位置づけを十分に議論しながら、あるべき姿を追求してまいります。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） それぞれの事業の在り方をこれから考えていくと最後締めておられますが、そんな悠長なことを言っている状況ではないですよ。去年のこの議会で町立病院、育成牧場、やすらぎ園が標茶町の財政ひっ迫の理由の一翼となっているということをお町長、自らおっしゃっているわけです。

そこで、実際に町営牧場がどんな状況なのかということをお少し数字でお伺いした上で議論したいと思うのですが、まず令和6年度の標茶町育成牧場の収支状況について、人件費も含めて、それから公債費も含めて、差引きでどのぐらいの不足なのかということ。それから以前お話をしていたので多分計算されていると思いますけれども、その中で哺育にかかっている経費、収入、差引きについて、牧場のほうとの共通経費を案分したのもも含めて、正確なところをお知らせください。

それと、綿羊についても同様です。地域おこし協力隊にかかっている経費も含めて、収支はどうなっているのか、まずそこをお聞きします。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・山崎君。

○育成牧場長（山崎浩樹君） お答えいたします。

令和6年度の決算状況からということでございますのでまず、牧場全体で言いますと、主要な施策の成果の中の数字でお伝えしたいと思います。

牧場全体ということでは、決算額が5億8,059万円で、利用料等の収入が4億2,741万9,000円でございますので、差引きの1億5,317万1,000円が一般財源からの持ち出しということになってございます。

それから、その中で綿羊事業と、それから哺育事業にかかわる金額は幾らであるのかということでもございました。

まず、綿羊でございますが、令和6年の決算額から申しますと、収入が380万810円、それから支出におきましては、支出から地域おこし協力隊に係る分と、それから綿羊の導入に係る部分を差し引きまして、純然たる綿羊生産に係る経費といたしましては、1,138万4,676円でございますので、差引き758万3,864円の収支不足となっております。

それから、哺育事業の収支でございます。これも令和6年度決算額からのあくまでも計

算値ということでございますが、収入が約9,486万円、支出が1億2,293万円で、差引き2,807万円の収支不足となっております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 部分的にもう一度伺いますけれども、牧場全体の収支ですけれども、これには要するに職員費から支出されている給料、それから福利厚生費等も入っているかどうか。それと、国営道営、そういった事業の負担金、これは牧場で払っていないと思うのですが、それが含まれているかどうかだけ追加で教えてください。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・山崎君。

○育成牧場長（山崎浩樹君） お答えいたします。

最初に申し上げました決算額でございますが、人件費、福利厚生を含めましてということでございますが、こちらについては含まれております。それから、道営事業の部分に関しましては、こちらには含まれてございません。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） すみません、もう1点。綿羊事業に係る経費の中で、地域おこし協力隊員に係る経費を差し引く理由はないので、それを足すと幾らになるか教えてください。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・山崎君。

○育成牧場長（山崎浩樹君） すみません。地域おこし協力隊に関しましては、今後どういう道を進んでいくかということにかかっているという認識でございますので、差引きさせていただきましたが、こちらに係る経費につきましては504万4,050円ということでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） そういうことで、道営事業の分、負担金や何かが入っていないにしても、例えば1億6,000万円、7,000万円の収支不足のうち、綿羊に関する分が800万円を超える、それから哺育事業に関しては2,800万円不足になるということなわけですけれども、近隣の公共牧場について、まず山寄りのほうの公共牧場、これは夏期放牧を中心に冬期舎飼いというのが600頭台、1,000頭に満たない、そういう牧場ですが、町営牧場を生産者団体に指定管理してもらっています。ここは年間の町の持ち出しというのは5,000万円です。要するに、町としては5,000万円しか負担していないということです。実際にその牧場としては、5,000万円ではややお釣りが出るということをおっしゃっています。それから、海寄りのほうに町直営でやっている公共牧場がやっぱりあるのですけれども、そちらも夏期放牧の頭数がもしかすると標茶より多いかというぐらいのところ、冬期舎飼いが少し少なめになるのですが、そちらは町の実質の持ち出しというのが9,000万円、これは両方とも令和5年度ベースです。多少の規模の違い、いろいろ、それから預託の内容の違いはあるのですけれども、この2つの牧場との決定的な違いというのは、綿羊を持っている、持っていない、それから哺育を直営でやっている、やっていないというその2点が大

きいです。

そして、そういうことを頭の隅に置いて考えていただきたいのですけれども、これらの牧場を民間でやるとどうなるか。預託頭数1,700頭、1,800頭のところ、これは民間でやっていますが、黒字です。施設整備、投資や何かもどんどんしているけれども、それを返しながら黒字化している。もちろん赤字のところは淘汰されていくわけですけれども、実際に町内の民間では黒字化して事業として成立しているのです。こういったところと、2つ公共牧場を挙げましたけれども、それと1,700頭、1,800頭ですから哺育の牛を除けば標茶町と同じぐらいの民間の預託牧場との、その収支の違いというのは、一体どういうところにあると考えますか。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・山崎君。

○育成牧場長（山崎浩樹君） お答えいたしたいと思います。

議員からもありましたけれども、個々の牧場に関しましては、環境、それから飼養方法、全く違います。投資もお話があった中ではそうですし、放牧している、していないももちろんあるでしょうし、それから、いただいている料金体系についてもそれぞれ違うので、単純比較というのはなかなかできないとは認識しております。

そんな中で、哺育部門に関しまして赤字の相当部分を担っているかということで申しますと、先ほど申しましたとおりの金額でございますので、決して哺育事業ばかりが赤字をきたしているわけではないという認識でございます。1点言えるのは、昨年も答弁させていただいておりますけれども、生産抑制等がある中で哺育の入牧頭数がなかなか伸びないという状況がございました。現在におきましては、ほぼ元の状態に戻っておりますけれども、そんな中でなかなか収入が伸びなかったということは、令和6年度決算においてはあったのではないかと認識しております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 誤解のないように言っておきますけれども、私は公共牧場が黒字でなければならないなんてことは全く思っていないのです。

ただ、常に費用対効果は考えていかなければいけないし、例えば標茶町育成牧場の哺育で言うと、地域に哺育をやるところがなくて、どうしてもということで公共で始めて、そして、そこできちんとした結果を出してスタイルを確立して、その結果として民間の哺育事業者、生産者を中心にそこができてきて、そちらも順調に回っているということで、先駆者としての町の役割というのが終わったのではないかとということで、哺育事業をやめればいいのか、赤字がけしからんなんていうことは言っているのではないのです。町内の2か所の哺育センターを見ていただければわかるのですけれども、利用者そのものが、自分たちが必要とする牛はどのようなものかということに基づいて、それでおっしゃられるように必要な経費を料金としていただくというスタイルでやっています。それを公共牧場でやるのだったら、それは民間に任せればいいのです。黒字にする必要がないのですから。かかった経費全部をもらうのだったら、それは民間の人がやるべきことであって、公共とし

てそのところに苦しむ必要は私はないと思います。

ですから、やめるという発想ではないのです。利用者の方に自分の必要な牛を自分たちの責任において育ててもらおう。要は、私道の整備や何かのことでたまたま出てきますけれども、乳牛を育てる、子牛を育てるというのはそれぞれの経営の中の基本になる部分です。ただ、高度経済成長のときに、規模がどんどん拡大していく標茶町として、酪農を基幹産業に育てていく。標茶町だけではない。道内のあちこちでそのためのサテライトとして草地資源を利用して公共牧場というのはつくられてきているわけですから、その使命を考えると、綿羊も哺育も一定の役割を果たしたら、そこは民間の方にやってもらうべきではないですかということを行っているのであって、やめなさいとは言っていないのです。その件に関してどうですか。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・山崎君。

○育成牧場長（山崎浩樹君） お答えいたします。

民間で賄い切れない部分を公共で行う、そういう理由、目的があって始めた。一定の状況になったときには、公共の手を放す、町の手を放すというところは、議員と意を同じくするところであります。

そんな中で、町長の答弁にもございましたとおり、それぞれについて、羊については検討するタイミングが来ているということでございますし、哺育については現状すぐということにはなりませんけれども、先ほどもあったように、個々の経営の中で、自分のところで哺育を賄うのだとか、そういうことであれば、もちろん私どもそれを無理強いして牛を預けてくださいというつもりは毛頭ございませんし、そういう中で町の哺育事業の役割が終わったのだという認識に立ったときには、改めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） これまで、預託牛、頭数が伸びないことについて、哺育事業においてサルモネラ症が発症したことを繰り返し理由として挙げられてきているのです。そのことが駄目なわけではなくて、そういうふうには哺育の事業というのは、大きなリスクを抱えているのです。だから、道路1本挟んだところで家畜伝染病予防法に引っかからないように意識してやっているわけで、ただ、何か1つ菌車が狂えば、育成事業本体に非常に大きい影響を与えるということはこの先考えていかなければいけないし、現状ではやっぱり収支を考えたときによくないわけですから、本体のこの乳牛育成事業というのは、これは守れなければいけないと思うのです。そして、黒字の体質とまでは言い切れないというのですけれども、実際には黒字の体質です。これは、民間の人がやったら確実にもうかる、そういう牧場です。でも、公共だからそうもならないし、民間でやるよりもっと高い精度でいろんなことをやるという、そういう使命もあると思うので、ここの部分は守っていかねばいけないと私は思うのです。

ただ、哺育に関しては、もう20年が経過して、随分技術も確立されて、実際には標茶町育成牧場からよその哺育センターの責任者になったりとか、そういうふうにして町内に影

響を与えているのです。だから、今、利用されている方、標茶の北部に集中していますけれども、そういった方々が今後自分たちでそういうこと、自分たちの必要とする牛を自分たちの考えで育てられるようなことをゆっくり検討するのではなくて、大急ぎで検討しないと牧場自体がなくなるかもしれないという、そういうひっ迫感というのは必要ではないかと思えます。スピード感というのですか、悠長なことは言ってはいられないですよという、そういうことを利用者の方ともきちんとお話をして、それから、よそではほぼ哺育センターは生産者団体がやっていますから、そういったところと必要な話をきちんと町の財政事情も含めてお話をして、そのことを続けていくことによって育成牧場がなくなってもいいのかという、そのぐらいの話として交渉をというか、話をしたいと思っています。

それと、綿羊に関しては、現在のように寒い時期に出産する体制では頭数は増えないですよ。だから、この何年間か見てきているけれども、投資の割に全く頭数は増えていない。そして、自分たちで哺育しているわけでもない。これは増えるわけがないのです。幾らいい羊を買ってきて、死んでしまえばその産子数というのは、だから標茶の場合、1.3頭に満たない、非常に低迷していると言わざるを得ない。やはり牧場全体の作業とかとの関連も含めて、もっと暖かい時期に例えば繁殖をさせる。それから、加えて、季節外繁殖をきちんと行う。今は牛のシダープログラムを縮小した形でできますから、そういったこともきちんとやらないで、検討します、検討しますで赤字を垂れ流してはいけないし、ふるさと納税ですごく期待されているのに、いつまでたっても頭数が出てきていないです。そこら辺、民間の方がいないのかどうか、そういうことを含めて、急いで検討してほしい。

綿羊自体は、「なぜ羊飼育はうまくいかないのか」というレポートが出ていたりするのですけれども、計算上、雌綿羊40頭から始めて販売しながら減価償却できるまで7年かかります。枝肉キロ4,500円、2,500円から7,500円の間で中間を取って4,500円で売っても7年かかるのです。そういう事業なのです。だから、町が肉もとを育てて黒字になるということは100%ないですから。だから、皆さん太陽光発電と組み合わせたり、レストランと組み合わせたり、肉屋さんと組み合わせたりというふうにしているので、そこを民間の方にも声をかけながら、なるべく早くに事業の方向性というのを打ち出してほしいと思います。でないと、これは元も子もなくなってしまいます。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 基本的には、冒頭の町長の答弁に集約されていると思います。これから検討するというふうには言っておりませんで、これからの本町基幹産業を支える育成牧場の位置づけを十分に議論しながら、あるべき姿を追求するという答弁であります。行財政改革の作業も進めている中で、当然、育成牧場の在り方についても既に議論が進んでいるところでありますし、肝心なのは、例えば委託するのであれば引受手があるのかどうかとか、どんな形でやっていくのか、そういうところについては、この先、詰めの作業がありますけれども、それも時間的余裕がある中でやっているという意識はもちろん持っておりません。急いでやるべきと考えておりますので、議員の意見も参考にしながら

進めてまいりたいというふうに思います。

(「終わります」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） 以上で11番、類瀬君の一般質問を終了いたします。  
以上をもって一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

- 議長（菊地誠道君） お諮りいたします。  
本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。  
よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。  
本日の会議は、これにて延会いたします。

(午後 4時12分延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長            菊 地 誠 道

署名議員      7 番            黒 沼 俊 幸

署名議員      9 番            松 下 哲 也

署名議員    10 番           渡 邊 定 之

## 令和7年標茶町議会第4回定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和7年12月3日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 報告第 8号 専決処分した事件の承認について  
報告第 9号 専決処分した事件の承認について  
報告第10号 専決処分した事件の承認について
- 第 2 議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第68号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第69号 標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第70号 標茶町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 6 議案第71号 令和7年度標茶町一般会計補正予算  
議案第72号 令和7年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算  
議案第73号 令和7年度標茶町病院事業会計補正予算  
議案第74号 令和7年度標茶町水道事業会計補正予算  
議案第75号 令和7年度標茶町下水道事業会計補正予算
- 第 7 意見書案第13号 クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書
- 第 8 意見書案第14号 衆議院の定数削減に関する意見書
- 第 9 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

### ○出席議員（11名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君   | 2番 櫻井 一隆 君  |
| 3番 本多 耕平 君  | 4番 鈴木 裕美 君  |
| 5番 鴻池 智子 君  | 6番 齊藤 昇一 君  |
| 7番 黒沼 俊幸 君  | 9番 松下 哲也 君  |
| 10番 渡邊 定之 君 | 11番 類瀬 光信 君 |

12番 菊地誠道君

○欠席議員（1名）

8番 長尾式宮君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	長野大介君
企画財政課長	齊藤正行君
企画財政課参事	石黒敬一郎君
行財政改革推進室長	内藤政夫君
町民課長	三船英之君
保健福祉課長	浅野隆生君
農林課長兼 農委事務局長	村山尚君
観光商工課長	石川淳君
育成牧場長	山崎浩樹君
建設水道課長	菊地誠君
病院事務長	伊藤順司君
病院参事	村山新一君
やすらぎ園長	若松務君
教育長	青木悟君
教委管理課長	神谷学君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼 中央公民館長	菊地将司君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤和伸君
庶務係	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開会)

◎報告第8号ないし報告第10号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。報告第8号、報告第9号、報告第10号を一括議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君)(登壇) 報告第8号、報告第9号及び報告第10号の内容について、一括してご説明いたします。

本件につきましては、標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例、標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分であります。

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)により、児童福祉法(昭和22年法律第164号)が改正され、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われました。

この改正に伴い、令和7年9月10日に「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」(令和7年内閣府令第80号)が公布され、令和7年10月1日から施行されることに伴い本条例を改正し、あわせて条例で引用している児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が追加されたことにより、引用する条文の改正をするものでございます。

なお、内閣府令の公布から施行までの期間が短かったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、あわせて報告し承認を求めるとのものです。

以下、内容については、報告ごとにご説明申し上げます。

はじめに、報告第8号でございます。

議案書1ページ、議案説明資料1ページをお開きください。

なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

報告第8号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとのものです。

す。

次ページへまいります。

専決処分書（写）

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

専決処分日は令和7年9月30日です。

次ページへまいります。

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「児童福祉法第33条の10各号」を「児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附則といたしまして、

この条例は、令和7年10月1日から施行する、というものです。

続きまして報告第9号でございます。議案書4ページ、議案説明資料3ページをお開き願います。

なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

報告第9号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次ページへまいります。

専決処分書（写）

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

専決処分日は、令和7年9月30日でございます。

次ページへまいります。

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「若しくは北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）」を加える。

附則といたしまして、

この条例は、令和7年10月1日から施行する、とするものでございます。

続きまして、報告第10号でございます。

議案書7ページ、議案説明資料4ページをお開きください。なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

報告第10号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次ページへまいります。

専決処分書（写）

標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

専決処分日は、令和7年9月30日でございます。

次ページへまいります。

標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

附則

この条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

以上で報告第8号、報告第9号及び報告第10号の内容について、説明を終了させていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、報告3件一括して質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 報告9号と10号にでてきております、「北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」というのは、北海道に限るのかというふうに思うのですが、どういうことなのでしょう。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

地域限定保育士の部分ですけれども、条例提案の前段にもご説明をいたしましたが、現在、国家戦略特別区域法に基づきまして、国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士という制度が、一般制度化されたものでございます。

これにつきましては、地域における保育人材確保のため特定の都道府県及び指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度というふうになってございます。この部分につきましては、都道府県、政令指定都市が限定保育士制度を活用しようとするときは、保育士確保のための措置を講じてもおおその区域内において保育士が不足する恐れが特に大きいことを証する書類を添付いたしまして、内閣総理大臣に申請を行うものです。内閣総理大臣は地域限定保育士としての必要な知識及び技能を判定する試験で適当と確認した上で、試験実施方法を認定することとなりまして、認定を受けた都道府県が地域限定保育士試験を実施するというものでございます。

地域限定保育士につきましては、合格後、登録をいたしまして、登録後3年経過したのち、地域限定保育士として1年間の勤務経験があるものについては申請によって、全国で働くことができる通常の保育士として登録が受けられることとなっております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 詳しく説明いただきまして、正直言って、私は理解ができていないのですが、試験を受けてということですが、要するに今までの保育士の試験がありますよね。それとは違う試験ということでもいいのですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたします。

ただいま議員ご指摘していただいたとおり、現状の保育士試験とは別な試験になっております。現状の保育士試験につきましては、年2回実施されておりますが、先ほど申し上げましたとおり都道府県または政令指定都市がその区域内において保育士が不足する恐れが特に大きいというふうに認められた場合、内閣総理大臣の認定を受け、実施するものでございます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） ごめんなさい、そこはわかりましたが、これは標茶では該当するのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたします。

この部分につきましては、北海道で試験を実施するかどうかについて、私どものほうではまだ情報をいただいております。従前の国家戦略特区でいいますと、実施している都道府県が神奈川県、大阪府、沖縄県の3つが実施していたというふうに記憶していると思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告3件の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、報告第3件を一括して採決いたします。

報告3件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第8号、報告第9号、報告第10号は、承認されました。

#### ◎議案第67号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第67号を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君）（登壇） 議案第67号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、8月7日、人事院勧告が出され、11月11日に閣議決定されたことから、人事院勧告に従い一般職の給与等の改定を行うものです。

給与については、官民給与の比較対象企業規模を50人以上から100人以上に引き上げて、民間企業の給与と比較し、民間給与の実態を反映して、月例級は昨年以上の高水準となるベースアップに加えて、期末・勤勉手当をはじめとする諸手当についても包括的に給与制度の見直しを行うものであります。

はじめに、月例給についてです。

国家公務員給与が民間を大幅に下回る官民給与の較差、額にして15,014円、率にして3.62%を解消するため、また若年層に重点を置いて実施した人事院勧告の内容に準拠し改定するものです。

主に、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、大卒の初任給を12,000円、高卒者を12,300円引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る改定する内容となっております。

次に、期末手当・勤勉手当についてです。

月例給と同じく民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を0.05か月分引き上げ4.65か月分とし、民間支給状況等を踏まえ、期末手当と勤勉手当に配分するという人事院勧告に準拠し改定するものです。

本年度の期末手当・勤勉手当引き上げ分は、12月期分で引き上げ、来年度以降の期末・勤勉手当は6月と12月期と均等に引き上げ、年間の期末手当を2.50か月から2.525か月

分へ、勤勉手当を2.10か月から2.125か月分とするものです。

定年前再任用短時間勤務職員につきましても期末手当・勤勉手当で合計0.05か月分を引き上げ、本年は12月期分で引き上げ、来年度以降は6月と12月期と均等に引き上げ、年間の期末手当・勤勉手当の支給率を2.40か月から2.45か月とするものです。

なお、実施については、給料は令和7年4月1日に遡るとともに、期末・勤勉手当は令和7年12月期支給分からの適用とするものです。

以下、内容について、ご説明いたします。

議案書10ページをご覧ください。

議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページにまいります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正につきましては、お手元の議案説明資料の5ページから27ページ、新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

第16条第2項および第3項の改正は、期末手当の支給率の改正であり、一般職員、定年前再任用短時間勤務職員ともに0.025か月分を12月支給率に加えるための改正です。

それでは、改正の本文にまいります。

第16条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の70」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

続いて、第17条第2項の改正は、勤勉手当の支給率の改正であり、一般職員、定年前再任用短時間勤務職員ともに0.025か月分を12月支給率に加えるための改正です。それでは、改正の本文にまいります。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

続いて月例給の改正です。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表で、1級から6級までの各号俸の給料月額で、議案書では11ページから15ページになります。

表の読み上げは割愛させていただき、代わって各級ごとの改定率等についてご説明いたします。

まず、どの給料表も号俸が高いほど、改定率が下がる改定です。

1級は最大6.7%の改定、2級は最大5.2%、3級は最大4.1%、4級は最大3.7%、5

級は最大3.5%、6級は最大3.3%、定年前再任用短時間勤務職員は1級が4.3%、2級が3.8%、3級から5級が3.7%、6級が3.5%の改定率となっております。

次に議案書15ページ中段をご覧ください。

別表第2のロ及びハを次のように改める。

ロ 医療職給料表(2)は医療技術者の給料表でありまして、15ページから17ページまでとなっております。

改定内容は行政職と同様の趣旨で、各級の改定率は、1級は最大6.6%の改定、2級は最大5.5%、3級は最大4.3%、4級は最大4.1%、5級は最大3.6%の改定となっております。定年前再任用短時間勤務職員は1級は4.3%、2級は3.8%、3級から5級は3.7%の改定率となっております。

次に17ページのハ医療職給料表(3)であります。こちらは看護師の給料表でありまして、17ページから21ページまでの表ですが、改定内容は行政職と同様の趣旨です。

1級については最大6.7%、2級は最大5.9%、3級は最大4.3%、4級は最大4.1%、5級は最大3.6%の改定となっております。定年前再任用短時間勤務職員は1級は3.8%、2級から5級は3.7%の改定率となっております。

次に、21ページをご覧ください。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

続いて第16条及び第17条の改正は、先ほどもご説明申し上げましたが、一般職員、定年前再任用短時間勤務職員ともに0.025か月分の期末・勤勉手当の引き上げ率を6月期・12月期と均等に引き上げるための改正です。改正の本文にまいります。

第16条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」」に改める。

第17条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

続いて、議案書22ページをお開きください。

附則です。

第1項と第2項は施行期日の規定です。条文にまいります。

(施行期日等)

第1項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2項 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

第3項は給与の内払に関するものです。条文です。

(給与の内払)

第3項 第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

以上で、議案第67号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第67号は原案可決されました。

#### ◎議案第68号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。議案第68号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第68号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、本年8月に人事院勧告が出され関連法案が可決されたことに伴い、一般職の給与勧告に準じて特別職の期末手当を年0.05か月分増とする改定を行うものであります。改定内容につきましては、令和7年度においては12月支給の期末手当を0.05か月増額の1.90か月に改定、年3.75か月分とし、令和8年度からは6月と12月で平準化し、それぞれ1.875か月分、合計3.75か月分となるようにするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

23ページをお開きください。

議案第68号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。

次ページにまいります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

第2項 6月に支給する期末手当は100分の185を、12月に支給する期末手当は100分の190を支給する。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

第2項 6月及び12月に支給する期末手当は100分の187.5を支給する。

附則です。

第1項と第2項は施行期日の規定です。条文です。

（施行期日等）

第1項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2項 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

第3項は給与の内払に関するものです。条文です。

（給与の内払）

第3項 第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす、というものであります。

以上で、議案第68号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立少数でございます。

よって、議案第68号は原案否決されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時58分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第69号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第69号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第69号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でありまして、令和7年9月16日に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）が公布されたことに伴い、乳幼児健康診査の内容が家庭的保育事業等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとされたことから、本条例の改正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書26ページ、議案説明資料30ページをお開きください。

なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

議案第69号 標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

次ページへまいります。

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康

診査をいう。同表において同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断、利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断。

乳幼児に対する健康診査、利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断。

附則といたしまして、

この条例は、公布の日から施行する、とするものでございます。

以上で議案第69号の提案趣旨並びに内容の説明を終了させていただきます。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号は原案可決されました。

#### ◎議案第70号

○議長(菊地誠道君) 日程第5。議案第70号を議題といたします

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君)(登壇) 議案第70号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案は、標茶町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案でありまして、令和6年6月13日公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を育

てている家庭が月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「乳幼児等通園支援事業」いわゆる「こども誰でも通園制度」が創設され、令和8年4月1日から制度化されることとなりました。

これに伴い、令和7年11月13日に特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）が公布され、市町村は運営基準に従って或いはこれを参酌して、特定乳児等通園支援事業の運営についての基準を条例で定める必要があることから本条例のご提案を申し上げます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書28ページをお開きください。

なお、条文につきましては、読み上げを省略し、簡単な内容の説明とさせていただきます。

第1条につきましては、この条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条につきましては、一般原則として、事業者の目指すべきもの、子どもの立場に立って支援の提供に努めるもの、他のサービスを提供する者との連携に努めること、職員に対し研修の実施その他の措置を講ずるよう努めることを定めるものでございます。

次ページへまいります。

第3条につきましては、利用定員に関する基準を定めるものでございます。

次ページへまいります。

第4条につきましては、利用申し込みを受けたのち、最初のサービスの提供時までに保護者との面談を行わなければならないこと、面談の際には、重要書類の文書を交付すること、サービスの提供について保護者の同意を得ることを定めるものでございます。

第5条につきましては、正当な理由のない提供拒否の禁止を定めるものでございます。

第6条につきましては、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならないことを定めるものでございます。

次ページへまいります。

第7条につきましては、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認を定めるものでございます。

第8条につきましては、利用の申し込みがあった場合には、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行うことを定めるものでございます。

第9条につきましては、利用者等の心身の状況の把握を定めるものでございます。

第10条につきましては、特定教育・保育施設等との連携に努めることを定めるものでございます。

次ページへまいります。

第11条につきましては、支援の提供の記録をしなければならないことを定めるものでございます。

第12条につきましては、支援に関する費用の受領を定めるものでございます。

次ページへまいります。

第13条につきましては、法定代理受領の場合、利用者の保護者に対し給付費の額の通知をしなければならないこと、法定代理受領を行わない場合、利用者の保護者に対し支援提供証明書の交付をしなければならないことを定めるものでございます。

第14条につきましては、支援の取り扱い方針を定めるものでございます。

次ページへまいります。

第15条につきましては、支援の質の評価を行い、改善を図るとともに、外部評価を受け、結果を公表し、その改善を図るよう努めることを定めるものでございます。

第16条につきましては、利用者、その保護者からの相談に応じるとともに、必要な助言その他必要な援助を行うことを定めるものでございます。

第17条につきましては、緊急時等の必要な措置を定めるものでございます。

第18条につきましては、利用者の保護者が偽りその他不正な行為により給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、支給に係る市町村に通知することを定めるものでございます。

次ページへまいります。

第19条につきましては、運営規定を定めることを定めるものでございます。

第20条につきましては、事業所ごとに職員の勤務体制、職員の資質向上のための研修の機会を設けることを定めるものでございます。

次ページへまいります。

第21条につきましては、利用定員の遵守をすることを定めるものでございます。

第22条につきましては、運営規定の概要等、重要事項を掲示するとともに、インターネットなどにより、公衆の閲覧に供しなければならないことを定めるものでございます。

第23条につきましては、国籍、信条、社会的身分、費用の支払い状況により、差別的な取り扱いをしてはならないことを定めるものでございます。

第24条につきましては、児童に対する虐待防止を定めるものでございます。

次ページへまいります。

第25条につきましては、業務上知りえた秘密の保持、秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる、他の機関への情報提供の際は、保護者の同意を得ることを定めるものでございます。

第26条につきましては、保護者への支援の内容の情報提供、広告をする場合は、内容が虚偽又は誇大なものとしなないこと定めるものでございます。

第27条につきましては、利益供与等の禁止を定めるものでございます。

次ページへまいります。

第28条につきましては、苦情解決窓口の設置、苦情内容の記録、苦情に対して、市町村が実施する事業への協力、市町村の調査への協力、市町村から指導を受けた場合は、必要な改善、改善内容の報告などを定めるものでございます。

次ページへまいります。

第29条につきましては、地域との連携等を定めるものでございます。

第30条につきましては、事故発生の防止及び発生時の対応を定めるものでございます。次ページへまいります。

第31条につきましては、その他の事業との会計の区分をしなければならないことを定めるものでございます。

第32条につきましては、諸記録の整備等を定めるものでございます。

第33条につきましては、電磁的記録等についてを定めるものでございます。

44ページへまいります。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第70号の提案趣旨並びに内容の説明を終了させていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第70号は、厚生文教委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議案第70号は、厚生文教委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第71号ないし議案第75号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号を一括議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時17分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第71号の提案趣旨についてご説明いたしま

す。

本案につきましては、令和7年度一般会計補正予算（第3号）であります。

国の人事院勧告に準じた給与改定等に対応するため、さらに除雪対策や、各種事業の進捗状況による追加あるいは減額の対応をするため、さらには決算を見越し不用額を生じるものについて、決算に近い形で減額補正するなどし、歳入歳出それぞれ3億3,217万8,000円を追加し、総額を132億5,724万5,000円にしたいというものでございます。

人事院勧告に準じた給与改定等以外の歳出の主なものを申し上げますと、農業用排水維持補修事業で715万6,000円、強い農業づくり事業補助金で8,013万6,000円、除雪対策費として、需用費・委託料あわせまして1億7,186万円をそれぞれ追加するなどとなっております。

他会計への繰出しにつきましては、介護保険事業特別会計で1,008万円の追加。病院事業会計で822万6,000円の追加、下水道事業会計へ1,144万5,000円をいたしております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、繰越金、特別地方交付税を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の令和7年度標茶町一般会計補正予算書、1ページをお開きください。

令和7年度標茶町一般会計補正予算（第3号）

令和7年度標茶町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,217万8,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億5,724万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

13ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから4ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

5ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正でございます。

事項は畜産特別支援資金（令和7年度）、補正後の期間は令和8年度から令和32年度、限度額、融資金1,125万円に対する利子補給（年0.1%）29万3,000円とするものです。

次に、酪農・肉用牛担い手緊急支援金（令和7年度）、補正後の期間は令和8年度から

令和32年度、限度額、融資金 2 億5,974万7,000円に対する利子補給（年0.18%）652万1,000円とするものです。

36ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項が畜産特別支援資金（令和7年度）、補正後、債務負担行為の限度額、融資金1,125万円に対する利子補給（年0.1%）29万3,000円、当該年度以降の支出予定額、期間が令和8年度から令和32年度、金額が29万3,000円、財源内訳ですが、国道支出金19万5,000円、一般財源9万8,000円とするものでございます。

次に酪農・肉用牛担い手緊急支援資金（令和7年度）、補正後、債務負担行為の限度額、融資金2億5,974万7,000円に対する利子補給（年0.18%）652万1,000円、当該年度以降の支出予定額、期間が令和8年度から令和32年度、金額が652万1,000円、財源内訳ですが、国道支出金434万7,000円、一般財源217万4,000円とするものです。

合計では、債務負担行為の限度額7億6,225万5,000円、前年度末までの支出（見込）額2億5,592万2,000円、当該年度以降の支出予定額5億633万3,000円、財源内訳ですが、国道支出金1,815万9,000円、その他1,711万2,000円、一般財源4億7,106万2,000円とするものです。なお、括弧内の1億4,571万1,000円は令和7年度の支出額となっております。

6ページをお開きください。

第3表 地方債補正でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、補正前の限度額10億1,080万円から阿歴内遠野地区道路改良、3,370万円の減、クリーンセンター設備更新事業、1,500万円の減、合計4,870万円を減額し、補正前の限度額を9億6,210万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

続いて、2 公共施設等適正管理推進事業、補正前の限度額7,200万円から170万円を減額し、補正後の限度額を7,030万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

続いて、6 緊急浚渫推進事業、新規の借入でございます。補正後の限度額を890万円とするものです。起債の方法は証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は、政府資金について融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。合計では、補正前の限度額11億10万円から4,150万円を減額し、限度額を10億5,860万円とするものでございます。

37ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額11億10万円から補正額4,150万円を減額し、補正後の額10億5,860万円とするものです。当該年度末現在高見込額、補正前の額131億5,886万3,000円から補正額4,150万円を減額し、

補正後の額131億1,736万3,000円とするものです。

以上で、議案第71号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時10分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第72号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和7年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、保険事業勘定につきましても、人事院勧告に伴う制度改正及び人事異動による人件費の精査、令和7年度税制改正に対応するシステム改修経費の追加などにより、歳入歳出それぞれ645万3,000円を減額し、総額を9億5,099万1,000円とするものでございます。

介護サービス事業勘定につきましても、同じく人事院勧告に伴う制度改正及び職員の異動による人件費の精査、デイサービスセンター送迎用車両の購入をリース契約とするため予算の組み換えなど、歳入歳出それぞれ1,119万7,000円を追加し、総額を6億6,375万5,000円とするものでございます。

なお、財源につきましては、それぞれの特定期間を見込み、繰入金により収支の調整を整えたところでございます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算1ページをお開きください。

令和7年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ645万3,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,099万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,119万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,375万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

以上で、議案第72号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 議案第73号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）で、収益的収入及び支出、それぞれ822万6,000円を追加し、収益的収入及び支出の総額を14億1,387万4,000円にしたいというものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入に2億2,000万円を追加し、総額を3億1,388万円に。支出に2億2,000万円を追加し、総額を3億7,806万5,000円にしたいというものであります。

収益的収入及び支出補正の主な内容につきましては、支出につきましては、人事院が勧告しました給与勧告、職員の異動に伴う増減により、給与費を822万6,000円追加、光熱水費及び委託料等の精査に伴い、経費を200万3,000円減額、固定資産除却費の増加により資産減耗費を200万3,000円追加するものです。

収入につきましては、総務省の繰出し基準に基づき、他会計補助金及び他会計負担金で、822万6,000円を追加し収支を整えるものです。

資本的収入及び支出につきましては、電子カルテシステムの導入経費を見込み、2億2,000万円を追加補正するものです。

なお、収入については、企業債を起こし、企業債2億2,000万円の追加を行うものであります。

以下、内容につきまして1ページからご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

令和7年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業、器械及び備品購入費 補正予定量2億2,000万円を追加し2億5,166万7,000円にするものです。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益、補正予定額822万6,000円を追加し、14億1,387万4,000円に。

第1項、医業収益、補正予定額38万円を追加し、7億2,262万4,000円に。第2項、医業外収益、補正予定額784万6,000円を追加し、6億9,125万円に。

支出、第1款、病院事業費用、補正予定額822万6,000円を追加し、14億1,387万4,000円に。

第1項、医業費用、補正予定額822万6,000円を追加し、14億312万8,000円にするものです。

次ページにまいります。

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「6,418万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,418万5,000円」を「6,418万5,000円は、減債積立金2,932万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,486万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入、補正予定額2億2,000万円を追加し、3億1,388万円に。第2項、企業債補正予定額2億2,000万円を追加し、2億2,000万円にするものです。

支出、第1款、資本的支出、補正予定額2億2,000万円を追加し、3億7,806万5,000円に、第1項、建設改良費、補正予定額2億2,000万円を追加し、2億8,972万7,000円にするものです。

第5条、予算第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を予算第7条とし、以下順次1条ずつ繰り下げ、予算第5条の次に次の1条を加える。

(2) 企業債

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおりと定める。

起債の目的、電子カルテ導入事業、限度額2億2,000万円、起債の方法、証書借入、利率7.0%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費、補正予定額822万6,000円を追加し、8億8,143万6,000円とするものです。

次ページにまいります。

(他会計からの繰入金)

第7条 予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

(1) 医療対策費補助、補正予定額874万8,000円を追加し、2億7,514万5,000円に。

(2) 医療対策費負担、補正予定額52万2,000円を減額し、5億9,755万円に。合計、

補正予定額822万6,000円を追加し、9億6,805万1,000円とするものです。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条、予算第10条に定めた重要な資産の処分に、次のとおり追加する。

2 処分する資産、種類、建物付属設備、名称、病院暖房設備、ボイラー設備、数量、  
1式、処分の態様、廃棄。

次に補正予算説明書によりご説明いたします。

17ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に4ページ及び5ページですが、こちらは補正予算実施計画となりますが、ただいまの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

なお、本案につきましては、11月13日開催の第2回標茶町立病院運営委員会におきまして、承認されていますことをご報告申し上げます。

以上で議案第73号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長(菊地誠君)(登壇) 議案第74号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は令和7年度標茶町水道事業会計補正予算(第1号)で、執行精査に伴う動力費、修繕費等の増額、人事院勧告及び今年度人事異動に伴う給与費等の減額、前年度決算に伴うキャッシュ・フロー計算書及び貸借対照表の補正を行うものでございます。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

令和7年度標茶町水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和7年度標茶町水道事業会計の補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 令和7年度標茶町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文括弧書中「5,306万2,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額644万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,661万5,000円」を「5,306万2,000円は減債積立金2,800万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額644万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金1,861万2,000円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)

(1) 職員給与費、補正予定額1,517万円を減額し、計3,238万4,000円でございます。

以下、内容についてご説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、令和7年度標茶町水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で議案第74号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

引き続き、議案第75号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は令和7年度標茶町下水道事業会計補正予算(第1号)で、執行精査に伴う燃料費、動力費等の増額と建設改良費の減額、公営企業会計である下水道事業の安定した財政基盤を支えるための他会計補助金及び他会計出資金の増額、人事院勧告及び今年度人事異動に伴う給与費等の減額、前年度決算に伴うキャッシュ・フロー計算書及び貸借対照表の補正を行うものでございます。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

令和7年度標茶町下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和7年度標茶町下水道事業会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度標茶町下水道事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款、下水道事業収益、補正予定額456万1,000円の追加で4億89万2,000円。第2項、営業外収益、補正予定額456万1,000円の追加で2億661万2,000円。

支出、第1款、下水道事業費用、補正予定額455万9,000円の追加で3億9,441万6,000円。第1項、営業費用、補正予定額455万9,000円の追加で3億7,348万8,000円。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「4,777万6,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額647万4,000円、引継金566万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,563万3,000円」を「3,658万3,000円は減債積立金1,550万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額647万6,000円、引継金335万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金1,125万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入、補正予定額688万4,000円の追加で2億1,259万6,000円。第2項、他会計出資金 補正予定額688万4,000円の追加で1億1,015万1,000円。

支出、第1款、資本的支出、補正予定額430万9,000円の減額で2億4,917万9,000円。第2項、建設改良費、補正予定額430万9,000円の減額で8,178万9,000円。

2ページをお開きください。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)

(1) 職員給与費、補正予定額451万1,000円を減額し、計2,668万4,000円。

他会計からの繰入金、第5条、予算第8条に定めた一般会計からこの会計への補助、負担を受ける金額 2億6,243万8,000円を2億7,388万3,000円に補正する。

以下、内容についてご説明いたします。

11ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

3ページ、4ページにつきましては、令和7年度標茶町下水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第75号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題5案は、直ちに、議長を除く10名で構成する議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題4案は、議長を除く10名で構成する「議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号審査特別委員会」に付託をし、審査することに決定をいたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 4時00分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎意見書案第13号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。意見書案第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第13号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がないものと認めます。

よって、意見書案第13号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

#### ◎意見書案第14号

○議長(菊地誠道君) 日程第8。意見書案第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第14号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第14号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、意見書案第14号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

#### ◎閉会中継続審査並びに継続調査の申し出について

○議長(菊地誠道君) 日程第9。閉会中継続審査並びに継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会の委員長から会議規則第73条の規定により、閉会中継続審査並びに閉会

中継続調査の申出、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、いずれも閉会中の継続審査ならびに継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会の委員長から申出のとおり、閉会中継続審査並びに閉会中継続調査を決定し、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中継続調査を決定いたしました。

#### ◎日程の追加

○議長(菊地誠道君) ただいま、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題5案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

#### ◎議案第71号ないし議案第75号

○議長(菊地誠道君) 議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号を議題といたします。審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号は委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和7年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

（午後 4時08分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長            菊 地 誠 道

署名議員      7 番            黒 沼 俊 幸

署名議員      9 番            松 下 哲 也

署名議員    10 番           渡 邊 定 之